

I K U S E I

わくせいの

2012 50



社団法人 **競走馬育成協会**

CONTENTS

■巻頭言

○「公益社団法人 競走馬育成協会」の発足にあたって

和田 隆一（副会長理事） 1

■特 集

○1. 育成技術講習会 講演録

1) 馬の調教について 4

～ 馬場馬術から競走馬の調教への提案 ～

講師 北原 広之 氏（JRA 馬事公苑）

2) 育成期のサラブレッドの飼養管理について 9

講演およびパネルディスカッション

講師 松井 朗 氏（JRA 競走馬総合研究所）

その他パネリスト4名

○2. 牧場就業者参入促進事業

「牧場で働こうセミナー in 阪神競馬場」を開催 20

■行 事

○平成24年度 通常総会開催 22

○平成24年度 育成等に関する懇談会 22

■事 業

○平成24年度 育成技術講習会 24

○平成23年度 育成技術表彰事業 25

○平成24年度 海外派遣研修事業 28

○平成24年度 修学奨励金交付事業 29

○平成24年度 育成技術者就業促進事業 30

■お知らせ

○地方競馬の馬主になりたい 30

■公益社団法人競走馬育成協会定款 31



題字 前会長 小沢一郎
表紙写真 内藤律子

「公益社団法人 競走馬育成協会」 の発足にあたって



副会長理事
和田 隆一

はじめに

当協会は平成24年12月21日付で、内閣総理大臣より公益社団法人への移行認定書をいただき、平成25年1月4日の移行登記をもって「公益社団法人競走馬育成協会」として新たにスタートします。そこで、新法人の概要について紹介します。（巻末に定款の掲載あり）

1. 名称、組織、目的および事業

新法人は公益社団法人競走馬育成協会（以下「協会」という）と称し、事務所を東京都港区に置いています。これまでの各支部（北海道、東北、関東、関西および九州支部）は協会とは別の任意団体という位置付になりますが、それぞれの地域における協会の協力団体としてこれまでと同様の役割を担っていくこととなります。

協会の目的は、「競走馬の育成調教及び飼養管理等の育成調教技術の改善向上を通じて、丈夫で強い馬づくりや育成調教技術者の養成及び育成調教牧場への就労の支援を図り、もって競馬の健全な発展と地域社会の健全な発展に寄与する」と定めています。

この目的を達成するため、次の事業を行います。

- 1) 競走馬の育成調教技術の向上に関する普及、啓発及び指導
- 2) 競走馬の育成調教に関する調査及び研究
- 3) 競走馬の育成調教に係わる人材の確保に関する支援
- 4) 競走馬の育成調教経営における支援
- 5) 競走馬の育成調教に係わる国際交流
- 6) その他協会の目的を達成するために必要な事業

2. 各事業の概要

前記1)～6)の順に事業の概要を紹介します。

なお、以下の記述において公益目的事業（以下、「公益事業」という）とは不特定多数の利益になる事業であり、共益事業とは会員向けの事業のことをいいます。ちなみに、公益社団法人として認定されるためには公益事業の経費の比率が50%以上でなければなりません。

また、“競走馬”ではなく“軽種馬”という文言を多く用いています。これは、公益事業は広く社会の人々が受益者になるものですから、競走馬のみならず競技馬や乗用馬などに係る人々も、事業の対象に含まれることを意図しています。

各事業の実施状況には差があります。また、将来的に行う可能性のある事業も記載していることをご承知おきください。

1) 軽種馬の育成調教技術の向上に関する普及、啓発及び指導

a) 育成技術講習会の開催（公益事業）

軽種馬の生産、育成、調教に関する知識と技術の向上改善を目的とした講習会を開催する。

馬の育成調教に関する知識や技術は、競走馬、競技馬、乗用馬（医療・教育・スポーツ・リクレーションに用いるセラピー馬を含む）、その他の馬の間で共通するものが多いため、講習会では競走馬の話題が中心となるものの、競技馬や乗用馬の事例が取り上げられることも多い。そのため、講習会の開催にあたっては、広く一般市民にも参加を呼びかける。

b) 競走馬育成調教技術表彰事業（共益事業）

世界に通用する強い競走馬をつくるためには育成調教技術のさらなる向上が不可欠である。そこで競走馬の育成調教の基盤強化及び意欲増進を図るた

め、優秀な競走成績を収めた競走馬の育成調教者に褒賞金を与えて表彰するものである。本事業は当協会の正会員を対象とする。

2) 軽種馬の育成調教に関する調査及び研究(公益事業)

軽種馬の育成調教技術の向上改善を図るため牧場等の育成調教の実態、人材、施設、経営等に関する調査及び研究を行い、牧場等が抱える現在の問題や将来の課題の解決に役立てる。

a) 軽種馬の育成調教に関する実態調査

軽種馬の育成調教牧場等について技術者、施設環境、繋養馬の保健衛生、経営資金等の調査を行い、経営状況を把握する。

b) 軽種馬資源有効活用調査

若馬育成調教の有効性の指標とするため、1歳時と2歳時の市場価格上昇率等を調査する。

3) 軽種馬の育成調教に係る人材の確保・養成に関する支援(公益事業)

軽種馬生産及び育成調教の安定的な継続と発展を図るため、全国の育成調教牧場等への新規就業者の参入を促進し、勤労意欲のある者に対する就労を支援する事業である。なお、初めて馬の牧場で働くためには、基礎的な知識と技術を学ぶ必要があり、さらに、就労後に軽種馬の育成調教に関する知識と技術を向上させるためには、研修等のレベルアップの機会を設ける必要があるため、本事業では、単に牧場(職場)を紹介するだけでなく、将来のキャリアアップのための支援も含めて行う。

a) 生産育成調教牧場への就業者参入促進事業

軽種馬の生産育成調教分野で働く人材を確保するため、多くの若者に生産育成調教の現場を紹介することにより就業者の参入を促進する。

ア 牧場就業促進ウェブサイトの開局・運営

就職を希望する若者を対象に、軽種馬の生産育成調教に係る牧場を紹介する目的でウェブサイトを開局している。

イ 「牧場で働こうフェア」「同セミナー」の開催

毎年7月頃に東京競馬場において、若手就労者を募集している牧場が参加して合同説明会を実施する。この就職フェアでは参加者に軽種馬

の生産および育成調教に対する認識を深めてもらうとともに、牧場への就業を促す目的で牧場の仕事に関する講演会、作業体験談話会、就職相談会等を開催する。平成24年には阪神競馬場で「牧場で働こうセミナー」を開催した。

ウ 「牧場見学会」の実施

中学生及び高校生を主な対象として軽種馬の育成調教牧場への日帰り見学会を行う。

エ 「夏休み牧場で働こう体験会」の実施

夏休み期間中に、北海道日高地区の軽種馬生産育成調教牧場において、約1週間の体験会を実施する。

b) 担い手育成事業

軽種馬産業の振興を図ることを目的として、生産育成調教牧場で働くために必要な能力(馬に関する知識と技術)を開発し、向上させるための事業である。

ア 修学奨励金交付事業

国内で軽種馬の生産育成調教に係る仕事に就く者を養成する機関等に学ぶ者のうち、勉強意欲がありながら経済的理由により修学が困難な者に対して修学奨励金を交付する。

イ 生産育成技術者海外派遣研修事業

軽種馬の生産育成調教に係る知識と技術に関しては、今でも欧米に学ぶべきことが多くある。そこで、わが国の生産育成調教のレベルアップを目的とする海外研修に対して、経費の一部を補助する。

※平成24年度の研修実績

- ① アイルランドの競馬学校(Racing Academy and Centre of Education)における3ヶ月研修に5名を派遣した。
- ② 米国カリフォルニア州サンタアニタ競馬場で行われたブリーダーズカップ観戦およびケンタッキー州におけるサラブレッドのセリ市場調査及び生産育成調教牧場の見学(7日間)に9名を派遣した。

4) 軽種馬の育成調教に係る競争力の向上に対する支援(共益事業)

a) セリ市場の振興

当歳馬や1歳馬は主に血統的資質で評価されるが、2歳馬はハンドリング(取扱い)や体型の良し悪しなど育成調教によってつくられる後天的資質が

評価に加味される。そこで、若馬育成調教の成果がセリ市場取引に反映されるよう、1歳及び2歳トレーニングセールを後援する。

b) 育成調教施設等の整備に対する助成事業

国際競争力を持つ“強い馬づくり”のためには優良な施設を備え、高度な技術をもって育成調教を行う必要がある。優良な育成調教環境を整備するためには多額の経費を必要とするが、競馬の賞金等から資金を調達できるまでの期間が長いことなどから、多くの牧場では経営資金を借入金に依存しており、経営が不安定な状況である。そこで、意欲がありながら計画的な事業運営が困難となっている牧場に対しては必要な支援を行う。本事業は当協会の正会員を対象とする。

ア 軽種馬生産育成強化資金利子補給事業

軽種馬経営の強化及び安定化に資するため、軽種馬の育成調教に係る施設、機械、草地等の経営環境の整備・改善に必要な低利資金を融通する融資機関に対し、利子補給を行う。

イ 畜産環境整備リース事業

家畜排せつ物管理法の施行に伴い、ふん尿処理機械・装置等をリース方式により提供する。

ウ 競馬関連機材等有効活用事業

競馬場等で利用されていた発馬機等の競馬関連機材の払い下げを受け、再利用が可能となるように整備し、希望者へ斡旋提供する。

エ 畜産リース事業

育成調教牧場が必要とする施設、機械・器具のリース借受を支援する。

オ 馬産地再活性化緊急対策事業

馬産地の分業化・共同化などの高度化・複合化等に必要な施設・機械のリース方式による導入等を支援する。

5) 軽種馬の育成調教に係る国際交流(公益事業)

サラブレッドやアラブ種等の軽種馬による近代競馬や馬術競技・乗馬文化は欧米を中心に発展してきた。わが国では、競走馬を中心とする軽種馬の血統改良が進められ、欧米の優れた育成調教技術を積極的に取り入れてきた。その結果、現在では、軽種馬の生産育成調教のレベルは欧米と肩を並べるまでになっている(2007年には競馬先進国の証といえるパート1国として認定された)。

一方、わが国以外の東アジア諸国を見ると、近年

は経済発展が目覚ましく、人々の関心は経済発展のみならずスポーツや文化的なものにも向くようになってきた。そのうちの一つとして、軽種馬産業(競馬、馬術、乗馬等の関連産業)にも目を向け始めた段階である。

わが国は競馬先進国の一員として世界における競馬の発展に貢献する責務を負っている。とくに、東アジアにおける唯一のパート1国として、シンガポール、韓国、中国等の近隣諸国に対して軽種馬の育成調教技術を指導、普及を通じた国際交流を推進することにより、各国の軽種馬に係る産業と文化の振興に寄与する。

6) その他協会の目的を達成するために必要な事業

a) 軽種馬の育成調教に関する情報誌の発行(公益事業)

軽種馬の飼養管理及び育成調教技術の普及並びに改善向上に役立つ情報を提供する。

わが国では競馬が国民のレジャーとして定着しているとはいえ、一般市民が馬と触れ合う機会は乏しく、馬に関する情報は著しく少ない。そこで、馬の飼養管理や育成調教等に関する情報を発信・普及していく。機関誌「いくせい」(年1回)を発行し、会員のみならず、競馬関係団体や乗馬団体等に配布するとともに、協会のホームページを通して、広く一般市民に情報を提供する。

おわりに

一般論として、公益法人になるメリットは、寄付金控除の優遇など税制優遇措置を受けられることと社会的信用が得られることであるといわれています。当協会の場合、税制面の優遇を期待するのではなく、どちらかといえば社会的信用を得ることの意味合いが大きいと考えられます。たとえば当協会が助成金や補助金を申請する場合、社会的信用のある公益法人であることが有利に働く可能性があると思われます。反面、デメリットとしては、行政庁の監督を継続的に受けなければならない、事務的負担が大きいといったことがあげられます。

メリットとデメリットを勘案した結果、当協会は公益社団法人として新たな一歩を踏み出すこととなりました。今後とも会員の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

1) 馬の調教について

～ 馬場馬術から競走馬の調教への提案 ～

JRA 馬事公苑 普及課 課長補佐 北原 広之

講習会：平成24年10月25日(栗東トレセン)、平成24年10月31日(美浦トレセン)

1. はじめに

私は、8歳から馬に乗り始め、その後、学生馬術を経験し、平成7年にJRAへ入会后、海外研修(ドイツ)を経て、競技会出場を目的として馬場馬術用馬の調教を行ってきました。また、日本全国を巡回し、乗馬インストラクターの指導を行い、そこで多くの馬に出会い、それぞれどのように問題を解決すべきかの研究を進めてきました。

今回の講演会では、これまでの私の経験を活かし、馬場馬術から競走馬への調教への提案させて頂く有難い機会となりました。



2. 馬術と競走馬の調教法の違い

まずは、馬術と競走馬の調教法の違いを把握しておくことが必要となります。競走馬に対し、馬術の調教法の全てが応用できるという訳ではありません。馬術と競馬では求められる運動の質および目的が異なるため、適応しない調教法もあるからです。

馬術の最終目的は、収縮運動にあり、調教期間は長く、馬によっては20歳を超えても乗用馬として活躍することがあります。また、馬術では、完全なハミ受けとコントロールが求められます。馬は、自ら収縮し、丸みを帯びた体勢を崩すことなく、運歩のリズムは常に一定であり、周辺環境に影響されことなく運動に集中してはなりません。

一方、競馬の目的は、如何に速く走らせるかにあ

ります。その調教は、精神的・体力的に未熟な若い時期から始めなければならず、また、期間も短いため、苦勞が多くなります。実際の競馬は、馬群の中で行われ、騎手による駆け引きや瞬時の判断なども必要になります。そして、馬の体勢は、馬術と同様のハミ受けまでは必要としません。

しかし、如何にしてその馬の持つ能力を最大限に発揮させるかという部分では共通しています。

3. 騎手および馬の仕事の明確化

運動をする上で、騎手が行うべき仕事と馬が行うべき仕事を分けて考えること、つまり、それぞれのすべきことを明確化することが重要であると考えます。騎手は、馬自身に自分がすべきことは何かを考えさせ、それを実行させることで、初めて人馬共に調和がとれるようになり、また、そうすることによって、均衡がとれた筋力を備えたアスリートに馬を育てることができるのだと考えます。

まず、馬の仕事ですが、三つあります。

①「前に動くこと」

騎手が扶助を送った後は、馬の意思によって前へ動き続けなければなりません。騎手が常に前へ動けと指示を送り続けて前進を維持するものではないのです。

②「馬自身のバランスを保つこと」

これは、馬が自らのバランスを保ち、前にも後ろにもバランスを崩していない体勢で動くことを意味します。このセルフキャリッジした状態であれば、騎手の扶助は最小限に留めることが可能となります。バランスが前へ崩れた馬の場合のように、手綱で頭を引き上げる必要もありませんし、頭を上げた馬の場合のように懸命に下げさせようとするのもしなくてよいからです。調教の中で、セルフキャリッジを確立しておくべきであると考えます。

③「騎手の扶助に対的確に反応すること」

騎手が正しい扶助を送ることは言うまでもありませんが、馬は騎手が出した扶助を正しく理解し、反応をすることが重要になります。

一方、騎手の仕事は、大きく分けて二つあります。

①「馬の動きに同調し、邪魔をしないこと」

前進気勢を持って動いている馬に対して、騎手は鞍上で馬の動きを阻害することがあってはなりません。もし、騎手が馬上でバランスを崩したり、手綱を引いてしまったりして馬の動きを阻害してしまえば、馬は自ら前進しようとする意欲をなくしてしまうからです。

②「的確なタイミングで扶助を出すこと」

馬のバランスが正しいか否かを判断して、馬に扶助を出すことは騎手の重要な仕事です。そのためには、優れた感覚で使われるコンタクトが必要となります。

我々がすべきことは、この2点しかないといっても過言ではありません。

4. ハミ受けとは

馬術に求められている『ハミ受け』を、そのまま競走馬に求めるべきではないと考えます。前述したとおり、馬術と競馬では目的が違うからです。しかし、共通部分として考えられることは、どちらも「馬をコントロールすること」、および、「馬のバランスがセルフキャリッジしていること」です。『ハミ受け』の効果は、「騎手の要求を受け入れやすい馬の体勢を作ること」、「トップラインを丸くすることにより、背の柔軟や後肢の重心下への踏み込みを促すこと」、および、「半減却が通る関係を築き、収縮（収縮の先に伸長がある）を図ること」などが考えられます。

競走馬でも、頭を上げて背を反らしたり、下げすぎてバランスを前に崩したりしている場合には、その馬の能力を最大限に発揮できるとは考えられませ

ん。そのような場合、馬術で使用する『ハミ受け』の扶助を使用することによって、正しい体勢に矯正することが可能です。完全なハミ受けを求める馬術の調教技術は、体勢が崩れた馬の矯正に役立つことを知っていただければと思います。今回は、2パターンの癖馬の矯正方法を例に挙げてみましょう。

一つ目の例は、頭を上げて背を反らす体勢になる馬の場合です（写真1）。このケースは、ハミ受けを嫌い、騎手の拳の操作から逃れようとしています。馬が頭を上げて背を反らせることによって、後軀から生まれたパワーが前へ抜けていかないという悪循環に陥っています。ここで誤って使ってしまう対処法ですが、拳を左右に抜き差ししながら、ハミに圧力を掛けて下げさせようとするのです。この方法により、一時的に頭は下がるかもしれませんが、馬は自ら考えていないため納得しておらず、再び頭を上げてこようとします。また、強い力で強制することは、馬体がこわばって柔軟性を失い、体全体を使って動くことができなくなります。私は、このようなケースの場合、抜き差ししたり、両方の手綱を同じ強さに引っ張って無理やり頭を下げさせようとするのではなく、サイドに頭頸を屈曲させることで頭を上げにくい環境をつくるようにしています（写真2）。

これら一連の扶助で、頭頸を下方へ伸展することを馬が覚えたら、側方への屈曲の度合いをできるだけ小さくしていきます。最終的には、ほんのわずかな屈曲の要求で、ハミに抵抗せずに譲ることを馬は学んでいきます（写真3）。

一方、バランスが下方へ崩れている体勢の馬の場合は、その対処が非常に難しいものとなります。このような体勢になる原因は、頸差しが低いという馬



写真1

頭が上がり、背が緊張している場合、馬体が硬くなり柔軟な動きができなくなる。

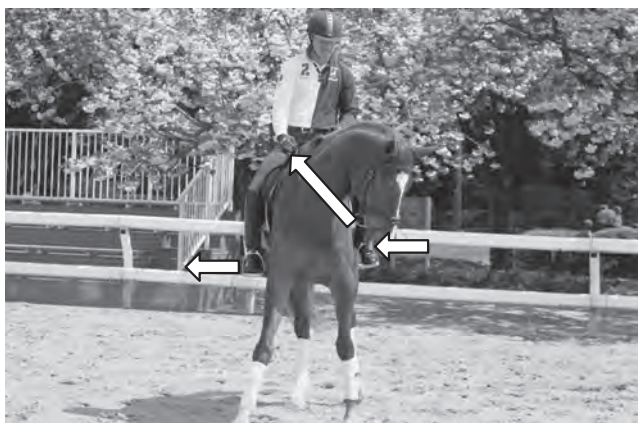


写真2

どちらかの側方に頭頸を屈曲させて、頭を上げにくい体勢をつくる。この場合、左内方脚で右側へ押し出し、同時に内方手綱で頭頸を左側に向ける（深い内方姿勢）。外方手綱と外方脚は外へ行きすぎないように抑える。馬がハミを下方へ譲る気配があれば、ハミへの圧力を和らげるような拳の扶助を使う。



写真3

馬は、側方への屈曲をきっかけに、頭頸を下方へ伸展してリラックスする方が、騎手からのプレッシャーから逃れられ、また、楽になることを学び、自らその体勢を維持しようとするようになる。

の生まれつきの体型や骨格などの先天性の場合と、騎乗者の誤った調教方法から来る後天的な場合が考えられます。どちらの場合においても対処は同じであり、最終的には、馬が自らバランスをとるセルフキャリッジの体勢をとることを目標とします。バランスが下方へ崩れていると、頭頸の重さが前方に掛かり、結果、前肢に負担が増すばかりでなく、馬体が前後に開き（伸びた状態）、後躯が重心に向かって踏み込みにくい体勢となってしまいます。この体勢を、頭頸を肩の上に乗せバランスを保った体勢に変えるためには、後肢の踏込を促すことが必要となります。そのためには、以下の扶助の手順を踏みます。

- ① 脚を使用して後肢を踏み込ませる。
- ② 騎手は同調している騎座の動きを半分くらいに制限し、前進するパワーを馬体もしくは騎座に溜めるイメージを持つ。
- ③ 常歩の歩幅を詰めて収縮する。
- ④ 頭頸が上がった体勢になることを妨げない拳で、『ハミ受け』よりも頭頸が上がることを優先する。
- ⑤ 馬は、持っているパワーが前進するために使われなければパワーの行き場がなくなり、後肢を踏み込んで後躯を沈下させることに力を費やそうとする。
- ⑥ ⑤の結果として、馬のバランスが起きて前躯が起揚する（関係起揚）（写真4、5）。

5. 頭頸の伸展

頭頸の伸展とは、手綱と脚を使って馬の頭と頸を前方へ伸ばすことを言います。つまり、ハミを受け入れた体勢になっていることを指します。リラックスした状態で馬の背・腰のストレッチ運動としての効果があり、精神的にも緊張から解放され、馬体の

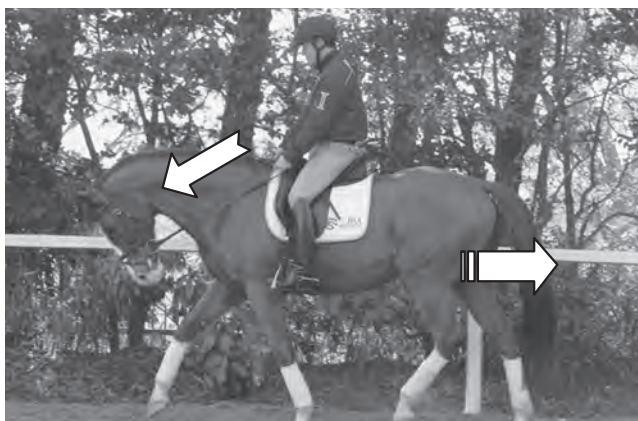


写真4

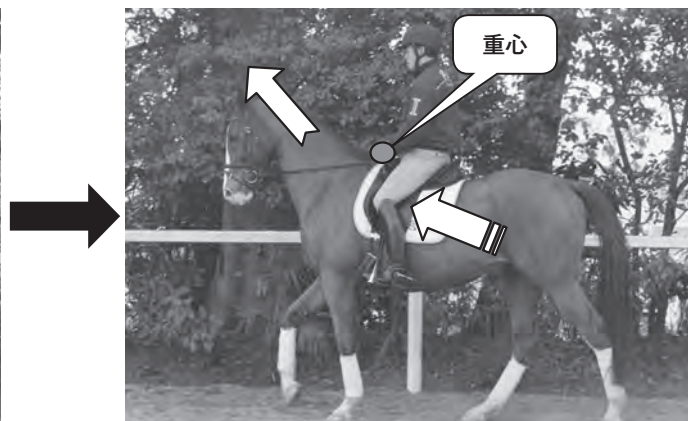


写真5

柔軟性、ハミへの譲り、後述する透過性への繋がり、馬を丸くして運動させる基本となります。これらの一連の動きは、全ての運動の原点であると考えます。

この体勢にするための扶助は、ハミを受けさせる扶助と同じですが、馬自体のバランスについては注意が必要となります。

頭頸の伸展の扶助手順（常歩から速歩・駈歩へ）

- ① 初めに、手綱を長く持ってリラックス、かつ前進氣勢のある常歩をする。
- ② 運動を始めるため、手綱をやや短く持ってコンタクトをとる。
- ③ 内方脚を外方に向かって圧迫し、馬の肩を押し出す。同時に内方手綱をやや開き、馬の頭頸を内側へ屈曲させる。
- ④ 内方からの推進力を、外方手綱とやや後ろに引いた外方脚で受けて、内方姿勢を維持する。
- ⑤ コンタクトをやや緩めることによって、馬が伸展することを選択しようとするれば、コンタクトはある程度保ちながら、頭頸が伸展する分だけ手綱を長くする。しかし、バランスまでもが前方へ移ってしまうような伸展をした場合は、もう一度手綱を控えてバランスバックする。

頭頸を下方へ伸展させたとしても、それが単に前方へバランスを崩しているだけの場合、それは頭頸の伸展（緊張の緩和）とは言えません。速歩や駈歩で実施している場合、ハミを下方へ逃がすように馬が勝手に持っていったり、ピッチが速くなったりした場合には、前方にバランスを崩していると思われるので注意が必要です。

6. 透過性

透過性とは、後軀から生まれた推進力が後肢⇒腰⇒背⇒頸⇒項⇒口へと流れて通っている状態を指します。馬術でも競馬でも、馬の能力を100%発揮させるには、透過性が成立していることが必要となります。頭を上げた状態で背が反っていれば、後軀からの推進力は反っている背で止まってしまいます。馬体が曲がっている場合も同じで、例えば右肩から外側へ曲がってしまう馬は、そこから前へ抜けていくはずの推進力の一部が曲がっている右肩から漏れてしまいます。このように、誤ったハミ受けによって崩れた体勢や、馬体の歪みによって、本来前進するために生み出された推進力を一部活かさない場合が発生します。これは、透過性が失われている状態で

あり、騎手が馬を正しい体勢に立て直して、透過性のある状態にしなければなりません。ゆっくりとした動きの準備運動から全速力で走っている状態においても同じことが言えます。

7. 馬体の歪みの矯正

どんな馬にも、多少の馬体の歪みは存在します。左右手前が同じ感覚で動ける馬は、滅多にいないと考えてもよいでしょう。運動中、前へ抜けていくはずの推進力が、その歪みゆえに、はみ出して透過性を失ってしまい、騎手の意思とは違う方向へと進んでしまうことがあるかもしれません。

例えば、右の肩から（左？）右方向へ逃げていく癖のある馬がいるとします。この馬は、何かをきっかけに、右肩を張ってそこから真直ぐに進むことをしなくなってしまいます。この場合の要因の一つに、右肩が外側へ曲がりやすいという馬体の歪みが考えられます。馬体は、常に騎手が求めた方向へ屈曲したり、内方姿勢をとったりできなければなりません。右肩が外側へ曲がってしまう場合、右内方姿勢をとり、逆に右肩を内側へ曲げることができるかを確認します。この体勢を作るには、写真6のように右「肩を内へ」を行います。騎手は、右内方姿勢をとりながら、右内方脚で右側に屈曲させながら直進させます。この時、後ろ肢は真っ直ぐにし、直進をしなが



写真6 右「肩を内へ」の扶助手順

- ① 「肩を内へ」を始める直前に、隅角通過または巻乗りをし、内方姿勢をとって準備をする。
- ② 内方姿勢をとっている間、内方脚と内方手綱を使って屈曲し、外方手綱に支点がある状態にする。
- ③ 騎手の上半身は馬の肩と平行にやや内方に向け、馬の内方姿勢を維持したまま直進する。
- ④ 内方姿勢を維持し、「肩を内へ」の角度を内方脚と外方手綱で維持する。

ら右の肩をやや内側に入れます（蹄跡から30度）。正面から見ると、左前肢と右後ろ肢が重なり、馬の肢が3本に見えます。このような体勢を求めることによって、歪んでいる馬体を真っ直ぐにするようにしていきます。この運動を取り入れることにより、肩の動きを活発にしたり、可動域を広げたり柔軟を求めることができるようになります。この運動同様に、腰を内側に入れて、後駆の動きを活発化させる「腰を内へ」などの運動もあります。いずれにせよ、騎手が求めた体勢を馬ができるようにしなければなりません。これらの運動を馬に力づくではなく、馬が自ら納得しながら行っていかなければ、単なる強制、つまり、馬にとっては不快な行為となり、結果、馬はこちらに協力しなくなります。ハミ受け同様に、馬体の歪みの矯正においても、馬の反応を感じながら、順を追って進めていくことが必要となります。

8. 馬具の使い方

こうした馬の体勢を整えるために、人間が都合の良い矯正道具を開発してきました。特殊な形状のハミから、ネックストレッチなど、どの道具も正しい使い方をすれば大きな効果が得られるものばかりです。しかしながら、どの矯正道具も常用するものではなく、あくまで、馬を正しい方向へ導くためのきっかけづくりに使用するものです。最終的には、その矯正道具を付けなくても、騎手の扶助のみで馬とコミュニケーションを取れるようになることが、本来のホースマンと言えるのではないのでしょうか。

9. 最後に

競走馬の調教に、馬場馬術の要素がどのようにかかわっていきけるかは、依然、未知数な部分があります。しかしながら、我々は、馬にするべき仕事を理解させ、運動に集中させるために、馬自らが納得して行動を起こすようにしながら、メンタルとフィジカルの両面を鍛錬する必要があります。そのためには、騎手も常に自らの騎乗技術を向上させることが必要であり、馬と衝突し闘って征服するのではなく、我々に馬自らが協力し、馬が能力を惜しみなく発揮しようとする方向へ導いてやるべきだと考えます。それについては、競走馬の調教も馬場馬術の考え方も境はないと思います。

今後も、皆様からご意見を頂きながら、騎乗技術の探求を引き続き行っていきたいと考えておりますので、ご指導のほどよろしくお願いいたします。

北原 広之 (きたはら ひろゆき)

JRA 職員 プロフィール

Hiroyuki Kitahara

昭和46年生まれ (41歳) 東京都出身

- ・ 8歳の頃にJRA馬事公苑にある弦巻騎道少年団に入団し、ポニー騎乗から軽乗をはじめ。その後、高校まで馬術を続ける。
- ・ 1991年 明治大学(法学部)入学 馬術部に入部
- ・ 1994年 全日本学生馬術大会 馬場馬術個人優勝
- ・ 1995年 日本中央競馬会に入会
- ・ 1999年 2年間ドイツのHubertus Schmidt氏(アテネ五輪馬場馬術団体金メダリスト)の下で研修を受ける
- ・ 2001年 帰国 研修中にホワイミー号(当時5歳)を購入し、低いクラスからグランプリクラス(8歳時秋)まで日本で調教した
- ・ 11月 全日本馬場馬術選手権 3位 ヒポス号
- ・ 2002年 アジア大会(プサン韓国)
 - 10月 馬場馬術団体 銀メダル
 - 個人4位 ウサギヨウジンボウ号
- ・ 11月 全日本馬場馬術選手権 準優勝 ヒポス号
- ・ 2003年 全日本馬場馬術選手権
 - 準優勝 ホワイミー号
- ・ 2004年 全日本馬場馬術選手権
 - 優勝 ホワイミー号
- ・ 2005年 全日本馬場馬術選手権
 - 優勝 ホワイミー号
- ・ 2006年 全日本馬場馬術選手権
 - 優勝 ホワイミー号
 - (3連覇)
- ・ 2007年 ホワイミー号と再びドイツへ(シュミット氏厩舎)、国際競技に多数出場(ホワイミー号・カバレロ号)
- ・ 2008年 北京五輪予選(カンヌ)に日本代表(法華津・八木・北井・北原)の一員として団体出場枠を獲得するも、チーム入りできずに帰国
- ・ 2009年 国内での国際競技(CDI)に出場し、世界馬術選手権大会(WEG)出場権利基準を獲得(1回目、2回獲得が必要)
- ・ 2010年 国内での国際競技(CDI)に出場し、世界馬術選手権大会(WEG)出場権利基準を獲得(2回目)し、日本馬場馬術チーム入りを果たす
 - 10月 世界馬術選手権大会2010
 - Alltech FEI World Equestrian Gameに出場(アメリカ ケンタッキー)
- ・ 2011年 全日本馬場馬術選手権
 - 準優勝 カバレロ号
- ・ 2012年 「JRA Dressage Training」を執筆、馬事公苑より発行
 - (HPより電子ブック取得可能)
 - 検索は)

2) 育成期のサラブレッドの飼養管理について

JRA 競走馬総合研究所 研究役 松井 朗

講習会：平成24年11月21日(新ひだか町公民館・コミュニティーセンター)

開会挨拶

【競走馬育成協会 副会長理事 和田 隆一】

本日の講習会は、第1部ではJRA競走馬総合研究所の松井研究役に「育成期の飼養管理」について基本的なことを講演していただきます。また第2部では、現場で実際に指導、コンサルティング、あるいは販売といった立場でお仕事をされている方々にもお集まりいただきまして、相異なる視点からディスカッションしていただくことになっています。

馬の飼養管理の重要性はいまさら言うまでもなく、これまでに同じような講演もあったと思います。そんななかで再び今日のテーマを取り上げましたのは、育成期の馬の飼料の与え方について、基本的な考え方と同時に、実地応用の効く餌や飼料、配合法などについて具体的な話が聞きたいという要望が強くありましたので、今回の企画になりました。

さて、今週末はいよいよジャパンカップです。今年の話は、なんとといっても凱旋門賞1・2着馬が出走することで、オルフェーブルのリベンジが成るかというところですね。あのレースをみて思うことは、今やわが国のトップレベルの競走馬は世界に伍して戦えるようになりましたが、わが国の強い馬づくりは、全体としてはまだまだ改善の余地が残されていると思います。真の競馬大国になるには、強い馬づくりの底辺を拡大し、全体の底上げを図る必要があります。そのためには飼養管理技術のレベルアップが不可欠だと思います。

ということで、本日の講習会が皆様方のお役に立ち、わが国の強い馬づくりに少しでも貢献できることを祈念いたしましてご挨拶いたします。

第1部 講演

「育成期のサラブレッドの飼養管理について」

講師：松井 朗 (JRA 競走馬総合研究所)

はじめに

サラブレッドの育成期は、初期（出生から離乳まで：0～約6ヵ月齢）、中期（離乳から騎乗調教開始まで：およそ6～18ヵ月齢）および後期（騎乗調教開始から競馬場やトレーニングセンターへ移動するまで：おおよそ18～24ヵ月齢）に分けられます。その時期の馬の発育や調教の進捗状況に応じて、給与飼料の内容や量、放牧形態（昼夜放牧・集団放牧・放牧密度等）など、飼養管理の中で重点が置かれるべき個所は異なります。しかしながら、いずれの育成期間もサラブレッドが『つよい競走馬』としてデビューするために重要な期間です。

『つよい馬づくり』のための飼養管理は、初期・中期・後期の育成期における理想的な成長および運動負荷を経て次の段階に引き継がれるべきであり、このことは育成期から競走期に移行するときも同様に当てはまります。

従来、国内の牧場の経営形態では、育成の初期・中期と育成後期を管理する牧場（生産・育成）が異なる場合が多くあります。しかし、いずれの育成時期においても、競走馬時期を含めた期間をデジタル的（自牧場で馬を管理している特定の期間を単発的に）ではなくアナログ的（特定時期の飼養管理を、全体の中の一部として連続的に）な視点でとらえて、その育成期に理想的な飼養管理方法を考えることが『つよい馬づくり』にとって有用です。



1. 初期および中期育成期における理想的な発育とは？

初期・中期育成期は『スムーズな増体が理想的な発育である』とよく言われますが、それはどのような発育のことを示しているのでしょうか。それは加齢に伴い緩やかに増体曲線を描く発育をイメージさせますが、単に紙の上で緩やかなカーブが描ければ良いわけではなく、“スムーズ”と言われる言葉の前に“骨・筋・腱などの成熟度に合わせた”を付け加えるのが正しいと考えます。四肢により馬体の重量は支えられますが、肢の骨組みとなる骨は加齢に伴い緩やかに伸びると同時に柔らかい組織（軟骨組織）は固まって（化骨して）いくので、初期育成期における若馬の骨発育は非常にデリケートだと言えます。さらにサラブレッドはウマ族独自の身体特性プラス育種改良の結果、体重の増加に対して骨の伸長はとても急激です（図1）。骨、筋肉および腱組織が成熟していく過程を無視した過度の増体重が、運動器（四肢特に骨）に大きな負担を与えることを想像するのは難しくなく、このことは四肢に様々な疾患をもたらします。もちろん、逆に骨などの成長が急激な場合でも運動器疾患の要因になり、これらの発育に付随した骨や腱などの整形の疾患は発育整形疾患（DOD）と総称されます。DODには離断性骨軟骨症（OCD）、骨端症、クラブフットなどが含まれます。

体の成熟度に合わせてスムーズ（滑らか）な増体が理想的な発育なのですが、そのためにはどのような飼養管理が必要になるのでしょうか。基本は日本軽種馬飼養標準（2004年 JRA）やNRC（2007年 米国国家研究会議家畜栄養委員会）飼養標準などで示されているエネルギー要求量に対して過不足ないように飼料給与計画を立てるべきです（図2）。エネルギー給与量に過不足がある場合、スムーズな増体を見込むことが難しくなります（図3）。

ただし、エネルギー（可消化エネルギー量）の利用のされ方には個体差があるので、個体別に適切に増体しているのかをチェックする必要があります。客観的な評価方法として、日本軽種馬飼養標準の巻末にあるような平均的な増体曲線に対して、その月齢における体重が上限と下限体重の範囲にあり、なるべく凹凸がないような曲線が描かれるような増体を目指す必要があります（図4）。しかし多くの牧場には馬体重計の設備がないので、体重は胸囲や他の発育測定部位（体高・体長など）との関係式などから推定することになります（軽種馬飼養標準2004年

度版 P107参照）。この方法では極端な増体の増減をチェックし、発育を見直すことはできますが、体重の推定式は多くのデータを集積して得られたものなので、個体間の誤差は少なくありません。この体重推定方法を使って細かく増体をチェックして、個体別に管理をすることは困難だと予想されます。我々

サラブレッドの発育速度

	体高	成馬を100%としたときの成熟度	体重	成馬を100%としたときの成熟度
6ヵ月齢	134.1cm	83%	229kg	46%
12ヵ月齢	152.4cm	94%	324kg	65%
22ヵ月齢	154.8cm	95%	448kg	90%

図1. サラブレッドの体高と体重の成長速度を比較すると、体高の伸びは急激である。

育成期のエネルギー要求量（2007 NRC）

月齢	運動など	日増体量 (kg/day)	DE ¹⁾ (Mcal/day)
4ヵ月齢		0.84	13.3
6ヵ月齢		0.72	15.5
12ヵ月齢		0.45	18.8
18ヵ月齢	運動なし	0.29	19.2
	(軽度の運動)		22.1
	(中等度運動)		25.0
24ヵ月齢	運動なし	0.18	19.0
	(軽度の運動)		21.8
	(中等度運動)		24.8
	(強い運動)		27.9
	(非常に強い運動)		32.5

図2. NRC（2007年 米国国家研究会議家畜栄養委員会）飼養標準における育成期の馬のエネルギー要求量

育成期のエネルギー給与量を要求量に対して増減させたときの体重変化

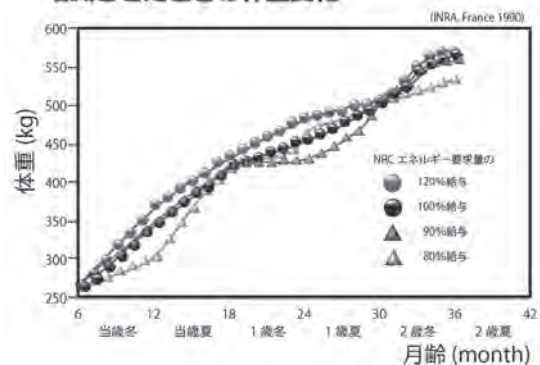


図3. エネルギー給与量をNRCの要求量に対して120・100・90・80%で給与したときの体重変化を調べた。100%で給与したものの以外は、発育曲線に凹凸があり、このような増体は同時に成長している骨や腱に悪影響を及ぼす。

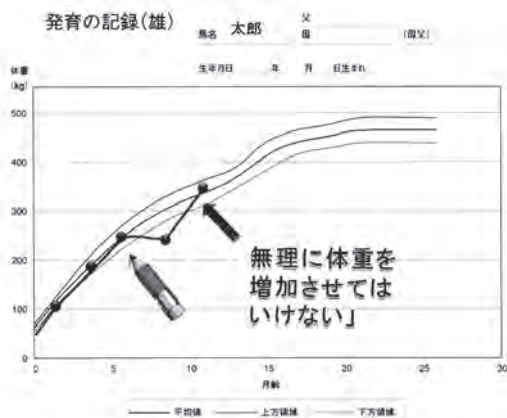


図4. 日本軽種馬飼養標準（2004年版）の巻末にある標準発育曲線はコピーして、管理している馬の体重を記入して使うのがよい。しかし、体重が理想の範囲から外れているからといって、強引に増体や痩せさせたりすると発育整形疾患（DOD）などの発症原因になるので厳禁である（ゆるやかに範囲に入るように調整する）。

の課題として、より多くの初期育成馬が実体重を測れる手段（軽費な馬体重計や牧場間で共有できる移動式体重計の普及など）や、肉付きの指標となるボディコンディションスコア（BCS）での評価方法の可能性について検討していく必要があるでしょう。

2. 健康な成長を邪魔しない飼養管理

－仔馬のつまみ食い防止－

分娩後間もない若馬は栄養価の高い母乳を哺乳することで、健全な発育に必要な栄養を適切に摂取することができます。また母馬が放牧地で良質な青草を摂取することで、乳の栄養価はより充実します。もちろん、仔馬もこの青草を摂取することで、栄養の恵みを直接受けることになります。育成初期・中期の馬にとって放牧とそこに植生する青草は健全な発育に大きな意味を持ち、自然から受ける恩恵を十分に享受すべき時期であるといえます。飼養管理をする側が、栄養価の高い青草を馬に十分提供できることが一番重要であると考えています。

つよい馬をつくるという信念から、能力向上のための飼養管理方法を試行錯誤することは必要ですし、評価されるべきです。一方で、家畜として管理するゆえに、野生では起こりえないことが馬に悪影響を及ぼしてはいないかを確認することも大事です。仔馬は出生後、母馬が牧草や飼料を食べるのを真似しながら採食するというのを覚えますが、最初の頃は食べる量は多くありません（まだ体が小さいうちは母馬の飼い桶に口が届かない、歯が生えそ

ろっていないなど）。しかし、生後2-3ヵ月もすると飼料を栄養的に利用できるような消化機能を持ち始めるので、母馬と同じように無心に飼料を食べる様子が見られます。この時期において、母乳、放牧地草およびクリープフィーディング（馬の離乳食）を摂取することで仔馬に必要なカロリーは満たされており、母馬の飼料を“つまみ食い”することで摂取エネルギーの過多になってしまいます。このような高エネルギー摂取が標準発育を上回る増体をもたらし、成熟が十分でない発育中の骨に対する重量の過負荷がDODなどの運動器疾患の要因となります。またミネラル摂取量がアンバランス（例えばカルシウムとリンなど）になる可能性もあり、これも骨疾患などの発症要因となります。

近年になって取りざたされることが多くなりましたが、ウマは本来草食動物であり、血中グルコース濃度を安定させるという生理的機序が十分備わっているとはいえません。血中のグルコース濃度が高くなった場合、膵臓からインスリンが分泌されグルコースは組織（筋肉や肝臓）に取り込まれます。しかし、グルコースを組織に取り込めというインスリンの指令がうまく伝わらないため、血液中のグルコースおよびインスリンが高い値のまま持続する代謝病が知られています。これは私たちがよく知っている糖尿病に近い状態で、“インスリン抵抗性”（病気ととらえるか、慢性的な症状ととらえるか決めるのは難しい）と言われていています。インスリン抵抗性の症状は若齢の馬に多く見られ、加齢とともにインスリンに対して組織が適切に反応するようになり、血糖値が高くなる飼料（濃厚飼料など；グリセミックインデックス値の高い飼料）に適応してきます。

若馬におけるインスリン抵抗性の症状は、DODの発症を誘発する危険性があるとされています。成長ホルモンは血中のグルコースを高める働きがあり、これはインスリンとは逆の作用（拮抗）になります。成長ホルモンはグルコース濃度とインスリンの分泌が健全なバランスであれば正常に分泌しますが、インスリン抵抗性の状態において両者の関係が乱れることで適切に分泌されなくなります。成長ホルモンは骨の造成に影響するので、その分泌が異常であれば骨の適正な成長を妨げる（発育が停滞や過剰になる）ことになり、結果的にDODが発症することになります（図5）。

濃厚飼料（穀類）にはデンプンが多く含まれ、デンプンは小腸内でグルコースなど短鎖の糖（炭水化

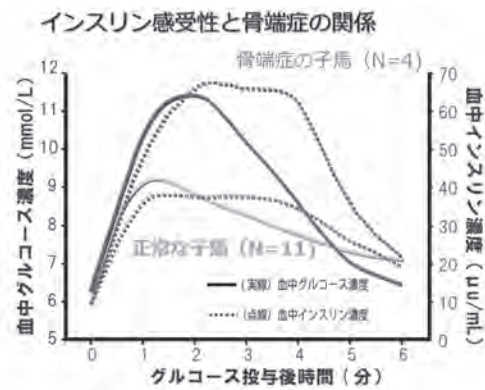


図5. インスリン感受性と血中グルコース上昇に伴って分泌されたインスリンに、組織が反応してグルコースを取り込む感度といえる。感度が低いのがインスリン抵抗性ということになり、骨端症を発症した馬ではいつまでもグルコースもインスリンも高濃度で留まっていることがわかる。このインスリン抵抗性の状態が骨の成長に關与するホルモン分泌を狂わせ、この馬たち (N=4) は骨端症を発症したと考察されている。



図6. JRA 日高育成牧場で使われている“つまみ食い”防止用のフェンス

物の小さい単位)として速やかに取り込まれます。したがって、濃厚飼料の採食によって血中のグルコース濃度は急激に上昇することになります。特に若馬で急激なグルコース濃度の上昇が頻繁に起こると、組織がグルコースの取り込みに対応できなくなりインスリン抵抗性になる可能性が高まります。仔馬が母馬の飼料をつまみ食いすることで濃厚飼料の過剰摂取になり、そのことがインスリン抵抗性の原因になる場合があります。健全な発育のためには“つまみ食い”をやめさせる必要があります。各牧場において飼槽(飼葉桶)の設置環境は異なるため“つまみ食い”防止の対策は異なりますが、JRA 日高育成牧場では飼槽に母馬の頸だけが通るような『つまみ食い防止フェンス』を設置しています(図6)。

3. 初期から中期育成への移行

—ストレスの少ない離乳—

放牧地の青草が飼料として重要なことは、中期育成についても同様です。さらに、放牧地は自然の餌場ということだけではなく、後期育成に向けての基礎体力づくりの場としても重要です。同時に同級生が集まって遊ぶ中で、競馬における見えない重要な要素である社会性や競争心も養われることになり、言わば社交場ともいえます。妊娠期の母馬への授乳による負担を減らすことだけではなく、仔馬が競走馬になる過程として体力を養い、精神的な強さを芽生えさせ、ヒトとの関係を築いていくために“離乳”という儀式は避けられません。

仔馬は離乳されることで母乳の供給が断たれるだけでなく、寂しい・恐怖・不安など様々な心的なストレスも感じるはずで、その影響により増体は停滞もしくは減量してしまいます。この時期に増体が停滞するのを避けることは難しいのですが、そのような期間は短いほど好ましいことは間違いありません。

ストレスのない離乳の方法(親子群のすべてを離乳させず、一部の親子だけを離乳する。放牧中の母馬を群から離して、別の放牧地に移動させる。など)は、他のところ(第2部)で紹介されるのでここでは割愛します。

月齢が3-4ヵ月頃からタンパク質などを分解する酵素の活性は高くなり(図7)、消化器官は飼料に順応してきます。その一方で、乳由来の栄養の利用は低下し、授乳量も減少していきます(図8)。したがって、この時期あたりから栄養摂取のための哺乳は意味が薄くなり、哺乳行動は惰性(モラトリアム?)に近いものになっているのかもしれない。それでも哺乳し続けているのは、母馬に対する精神的な依存の現れとも考えられます。放牧地における母子間の距離の変化を調べたとき、生後から加齢に伴い距離は広がっていきます(図9)。そして約2-3ヵ月齢(100日齢)くらいで母子間の距離に変化がなくなり、一緒にいなければいけない時間は少なくなっていきます。乳に対する栄養の需要や母子間距離から推察すると、特別な理由(育児拒否、母馬の斃死など)がない限り、離乳は4ヵ月齢以降にすべきであることが分かります。この月齢は目安であり、より軽微なストレスで離乳させるためには、さらに猶予期間も与える必要があります。この時期の前後から離乳に向けての準備としてクリープフィーディング(離乳食)や厩舎での仔馬だけが出入りできる

仔馬が消化器官で栄養を利用するための酵素は加齢とともに変化

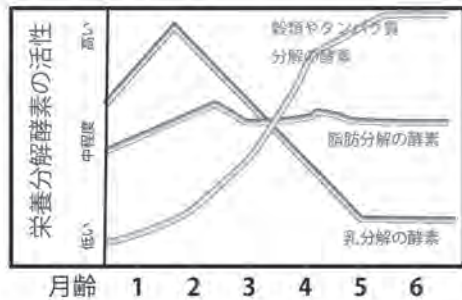


図7. 飼料由来の成分と乳由来の成分の消化器官での利用されやすさを、仔馬の加齢に伴う変化を示したグラフである。最初、飼料は利用されにくく、乳はその逆であったが、約3.5ヵ月齢で両者の利用されやすさが逆転する。



図8. 仔馬の乳摂取量と週齢の関係
生後2週目から乳の摂取量はどんどん低くなっていく様子が分かる。

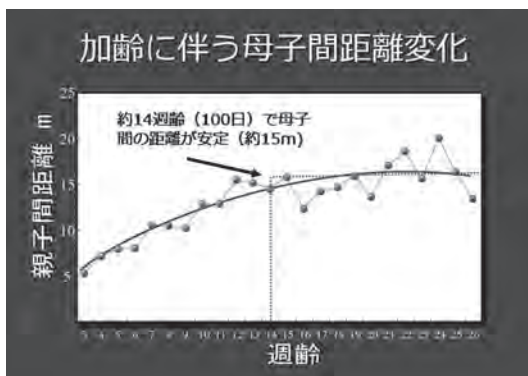


図9. 放牧地における母馬と仔馬の平均個体間距離をGPSで調べたところ、加齢とともに距離は広がっていき約100日齢（3ヵ月半）で距離は変わらなくなった。

廊下飼いを開始し、5 - 6ヵ月齢以降に離乳するのがよいでしょう。

4. 中期育成と放牧

中期育成における放牧は、騎乗調教開始前の基礎体力づくりには有効だと考えられます。しかし、離

乳の時期が秋頃になる場合が多く、放牧地の青草がなくなっていく時期にもあたります。一時的に遊びや何かに驚いて走る場合もありますが、放牧における運動の大半は常歩が占めていて、歩く理由は青草を食べ進めるためといえます。草食動物は捕食動物からいつでも逃げられるような体勢で採食するという説もありますが、とにかく放牧地に青草があって初めて積極的な自発運動が期待できるようです。青草の草丈が短いほうがバイトサイズ（一噛みで口に入る量）は小さくなるため、次から次へと草を食む必要があり、草丈が高いときに比べて運動量が増える傾向にあります。しかし、ほとんど草がない状況（例えば雪や氷で地面が覆われている）では、馬は無駄なエネルギーを消費しないために動かないという本能的な適応をすることも知られています。

放牧地での運動量は青草の植生以外に、放牧時間、放牧頭数（放牧密度）、放牧地の形態（面積や形など）、気候環境など様々な要因に影響されます。体力が向上するようなトレーニングが負荷されていれば、必然的に“疲れ”を感じるのですが、騎乗により全身を使って歩かせたり（バイタルウォーク）、ウォーキングマシンで無理に追い立てたりしないと単に常歩だけで疲労に至るのは難しいと考えられます。しかし、放牧地においては青草を食うのに我を忘れて歩いている場合は、疲れを伴う（体力を向上させる）常歩と言えらる考えられます。草のない放牧地でトボトボと目的なく歩くことに、空腹や寒冷暴露による疲労はあっても、運動として体力向上があるのかは疑問のあるところでは。

時折、より馬を歩かせるために放牧地の水飲み場や草地のレイアウトを変える試みが散見されますが、そのことに費用効果があるのかについても検討する必要があります。もう一の懸念は、仮に馬を動かすため、草を食べるにも水を飲むにも歩く必要があるようにレイアウトした場合、馬に何か悪影響はないでしょうか。放牧地で馬は群行動しますが、群のリーダーもしくはそれに近い立場の馬は、自分たちが草や水を摂取したいという要求に応じて群れを引き連れて動くかもしれません。一方、群の中で立場の強くない馬は同様の欲求があっても群れが動かないため、自分からは動けずその場で我慢しているかもしれません。つよい馬づくりのために飼養管理に工夫することは重要なのですが、そこに短所がないかも常に確認する必要があります。

5. 後期育成の増体管理

馬は5歳くらいまでは成長するとされていて、育成後期はおおむね15-24ヵ月齢くらいにあたり成長の真最中といえます。しかし、運動負荷しているこの時期は、成長に伴う増体、体組成の変化、エネルギー消費量の増加などが混在しているため、増体を体重だけで計ることは難しくなります。この時期に増体を評価する方法として、脂肪や筋肉のつき具合を点数化するボディコンディションスコア (BCS) が有効です (図10)。BCSは海外の様々なグループから色々な基準が提唱されていますが、国内で多く取り入れられているのは1-9点 (1が細い、9が太い) の9段階で評価する評価法です。それでも点数を付けるための絶対的な作法があるわけではなく、実用においては評価者のオリジナリティーがあるように見受けられます。頸部周り、肋部、背および尾根部など脂肪のつきやすい部位を視覚と触診とで点数化し、それぞれの部位のスコアを平均してその馬のBCSとする方法が一般的です。

どの点数が理想的な発育を表すBCSなのかは不明であり、今後もそれが明示されることはないと考えています。おおむね5.0点前後の範囲に入っているべきとはいえませんが、具体的に何点を目指すのかは、実際に飼葉を与え、運動負荷している管理者が経験的に得た情報で決めるのが最も優れていると考えています。後期育成の優れた増体評価の指標ではありますが、ただ点数をつけること以外に、漠然とチェックしている時よりも、より注意深く馬体を視る・触るということが大きな利点としてあげられます。

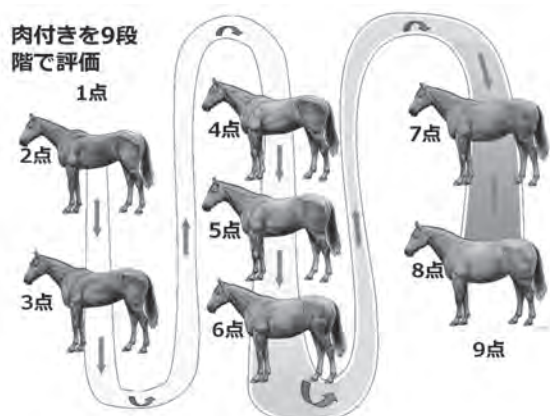


図10. ボディコンディションスコアの点数とその馬のイメージ図

6. 植物油の利用

軽種馬に植物油が給与されるようになった理由は、スクミ (タイイングアップ症) に飼料面から対処するためです。初めに断っておきますが、植物油がスクミ予防に効果があるのではなく、濃厚飼料に由来するデンプンの給与量を減らし、その分のカロリーを補充するために油を給与するのです。デンプンを過剰に摂取した場合にスクミを発症しやすいことは確かなのですが、それは筋肉に蓄えられたグリコーゲンの代謝異常によるのか、代謝性アシドーシス (デンプンが小腸で吸収しきれず、大腸に流入し乳酸を発生させる) によるのかは確かになっていません。脂肪は炭水化物に比べてエネルギー濃度が高い (同じ量で比べると、多くのエネルギーが含まれる) ので、濃厚飼料1枡 (約1kg) は植物油300g (300cc) とエネルギー量は同じです (図11)。

7. 競走馬になるための準備 ー飼料からー

中央競馬の調教師から、たまに『育成期に決まった飼料しか食べていないので、うち (厩舎) の飼料を食べない』などというのを聞くことがあります。馬は初めて見る食べ物は口にしないと云われますが、本能的に危険がないとわかるまで食べないのかもしれない。だからと言って若いうちから色々な種類の飼料を覚えさせればよいのではなく、経験的には普通に飼料として使われているものはいずれ食べるようになるはず。近年、厩舎では自家配合飼料を作製し、利用しているケースは多くみられ、JRA日高育成牧場でも後期育成の馬にオリジナル飼料が給与されています (図12)。

デンプンが主体となる濃厚飼料の摂取は、馬の消化器官に悪影響があり、その他諸々の障害は先に述

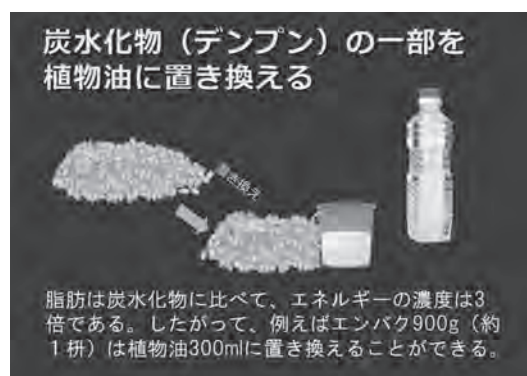


図11. デンプン (濃厚飼料) と脂肪 (植物油) の置き換えは、スクミ予防として競走馬において広く普及している。

JRAオリジナル飼料



図12. JRA 日高育成牧場で使われている自家配合飼料

べたとおりです。馬の健康を第一に考えるなら牧草だけで十分なカロリーが摂取できないとき、濃厚飼料ではなく植物油や易消化性の繊維（ビートパルプなど）を摂取するほうが良いのは間違いありません。では、果たして競走馬がそれらだけで十分なパフォーマンスを発揮できるのかと問われるといささか疑問はあります。現状では競走馬に、多い厩舎で1日8-9桁の濃厚飼料が給与されていて、些少の問題があっても急ぎ改善すべき現象が起こっているわけではありません。前段で青草の重要性などを述べましたが、育成馬が競走馬となり濃厚飼料を多量に摂取することを考えると、体力や瞬発力だけではなく、飼料についてもそれなりに適応させていく必要があるのかもしれません。

第2部 パネルディスカッション

「サラブレッドの飼料管理について～生産地での事例も交えて～」

<パネリスト>

服巻 滋之（ハラマキファームクリニック）
三浦 久延（ファームコンサルタント 獣医師）
谷川 智幸（株式会社ホクチク）
澤村 恭平（JRA ファシリティーズ株式会社）
松井 朗（JRA 競走馬総合研究所）

<司会>

遠藤 由佳（JRA 馬事部 生産育成対策室）

1. 育成期の飼養管理に関する概説 （服巻氏による話題提供）

育成期の飼養管理ではスムーズな成長の維持が大切である。

この時期の馬がコンディションを下げる要因としては、離乳前の母乳不足や離乳食不足、不適切な離乳方法によるストレス（これが多いことに注目）、冬の寒さによる成長抑制と青草がないこと、夏期の暑さと虫などによるストレス、成長期のDOD（運動器疾患）の発症による放牧制限、放牧地への移動や舎飼いなど飼育環境の変化によるストレス、また1歳馬ではブレーキング時のストレスや過度の調教による食欲低下、胃潰瘍や発酵異常による大腸の酸性化、等々がある。

育成期の馬にとっては、スムーズな成長が望ましい。季節的な変動もあり、北海道では冬に成長が鈍化する馬が多い。これに対して燕麦などを多給したりすれば、馬体の成長は促進されるが、大腸アシドーシス（酸性）になったり、食欲にムラがある馬になったりする。また、もっとも難しいのは離乳やブレーキングによるストレスがかかる時期の取扱いである。うまく対処できれば、ストレスに強く、安定したコンディションでいられる馬になり、競走馬として成功する確率も高くなる。

子馬の離乳法には1)～5)のような方法がある。
（ストレスが少ないと考える順）

- 1) 夜間放牧しつつ、親馬だけを移動させる。群れを昼夜放牧しながら、母馬を1頭ずつ引き上げる。現状では理想的な方法。
- 2) 廊下で徐々に親と離す距離と時間を長くする。ストレスが少なく有効な方法。
- 3) 子供だけを数頭ずつ馬運車で違う場所へ移動させる。現在、多用されている方法だが、ストレスは大きい。
- 4) 親子で移動させ、親だけ連れ帰る。仔馬は放牧あるいは馬房に監禁。ストレスが大きい。
- 5) 親から離して、すぐに馬房に監禁する。約20年前には一般的に行われていた方法だが、馬の親子に大きなストレスがかかるのでお勧めできない。

離乳方法の違いによる成長曲線を調べたところ、離乳時にコンディションを落として餌を食べられなくなった例が多いことが分かった。冬になり青草が食べられないことも重なって、成長が遅れる。その影響は1年後（つまりセリの時期）まで引きずることになる。

育成期の馬の成長に必要な栄養を含む飼料として、とくに飼い葉と青草が重要である。青草につい

ては放牧地の状態に左右される。従来は昼間だけの放牧であったが、運動量が不足すること、青草摂取量が少ないこと、舎飼い時間が長くて馬にストレスがかかることなどから、近年は昼夜放牧も行われるようになった。また、放牧は発育促進、馬体の鍛錬およびメンタル・トレーニングの観点から極めて重要であると考えられる。

昼間のみの放牧では、運動不足を補うためにウォーキングマシン（WM）が利用されたり、追い運動が行われたりするが、WMのデメリットとして、①運動量は増えるが運動強度を上げられないこと、②社会性および競争心を養成することはできないことが挙げられる。また、追い運動のデメリットとしては、①運動強度をコントロールできないこと、②怪我のリスクが高いことが挙げられる。

昼夜放牧は放牧時間（約20時間）が多く、メリットとしては、①ストレスが少ないこと、②運動量は昼放牧の2倍以上になること、③青草の摂取量が多いため成長が良くコンディションを維持しやすいこと、④燕麦が少なくてもよいのでコストダウンが図られることなどが挙げられる。デメリットとしては、①青草摂取量が増加することによる馬体の急成長と栄養のバランスの崩れ、および、②放牧地の荒廃があり、これらはDOD（運動器疾患）の誘因になる。また、③草地管理のコスト増も見込まれる。

冬期間の昼夜放牧については、適切な栄養管理と個体管理によって、BCS（ボディー・コンディション・スコア）の維持やコンスタントな成長を促すことが可能であれば、実施する価値はあると考える。

育成期の飼養管理では、特に離乳前後の管理が重要となる。ポイントは、離乳時のストレスを減らすことにより飼料食いの低下が抑えられ、結果、成長抑制を軽減することである。この時期の仔馬にとって問題なのは、離乳ストレスによって一定期間餌を食べないことである。適切なクリープ・フィード（餌付け飼料）がないと飼料の量的不足や栄養バランスの不均衡が生じやすい。そのため、筋肉（とくに背肉や臀筋）の削れないし発育不良がみられることがある。ストレスによる胃潰瘍も考えられる。

2. パネルディスカッション

1) 初期育成の飼養管理について

【司会者】

生産地における栄養指導（ファームコンサルタント）とはどのようなものか。

（三浦）担当の牧場に、飼養管理に関して新しい知識を組み込む際、指導やアドバイスを行っている。現状の問題点を見出して、改善法を提案する。餌、放牧時間、運動量、繁殖雌馬の繁殖栄養、子馬の栄養やコンディションのチェックをし、海外の栄養に関するトピックスなどをアドバイスする。具体的な例では、離乳後の成長を体重だけを見ていた点などを指摘したりする。また、怪我をした馬では、舎飼いで足元だけを見ていては回復がうまくいかないことを指摘する。運動開始や再開時の判断も行っている。

【会場からの質問】

離乳前後の初期育成で、植物オイルを使うことのメリットは何か。また、燕麦の量を増やすことは良くないのか。

（松井）馬における脂肪の利用は生まれてからのち、あまり変わらない。炭水化物を多給するとスクミを発症しやすいので油を利用するメリットはある。この時期、コンディションを落としやすいので、それを緩やかにするために利用するのは意味がある。一方、燕麦などデンプン質を多給するのは控えた方がよいと考える。

（三浦）馬は油を吸収できずに下痢をするという人がいるが、馬はある程度の油は利用できる。例えば、子馬にいきなり300ccを与えれば下痢をするが、30cc、50ccと徐々に増やしていった日常的に50ccぐらいを与えるようにしても問題はない。

2) 中期育成の飼養管理について

【会場からの質問】

当歳や一歳馬を厳冬期に昼夜放牧する場合、毛が長くなるなど、セリへの影響はないか。

与え、燕麦は一切なしというところもある。

(服巻) しっかりした飼養管理をしていれば、それほど伸びない。社台ファームの加藤さんが来場しているのでどうしているのかお聞きしたい。

(加藤) しっかり手入れして、毛抜きする。

(服巻) セリに向けて意識的に餌やオイルを増やすことはないか。

(加藤) セリのために飼養方針を変えることはない。毛が抜けやすいブラシを使うことはある。飼育している地域や場所によって、毛の抜け方に差が出ることは有り得る。

【会場からの質問】

冬季のビートパルプの給与法について教えて欲しい。

(服巻) ビートパルプは、基本的に利用した方がよい。一年間を通して使えるが、水でふやかして与えるので冬期は凍結への注意が必要である。当歳でも妊娠馬でもどのステージにも使用でき、アシドーシスや胃潰瘍の予防にも有効である。燕麦と同等のカロリーやタンパク質を含んでいる。燕麦は、成長ホルモンの分泌を過剰に高めるのでよくない面があるが、ビートパルプはそれを回避することができる。

(三浦) 冬こそ、ビートパルプを活用すべきだと考える。というのも、冬は青草もなく繊維質の餌が不足しがちであり、また飲み水が凍結するため放牧にも注意を要する。それに対し、水で戻したビートパルプは、繊維質と水の供給源となるので冬季の昼夜放牧にも大変有用である。給与量は、馬が食べるだけを与えてもよい。それだけ与えても、粗飼料の摂取量が増え過ぎることはない。むしろ濃厚飼料の過剰給与を防ぐことができる。燕麦とちがって、ビートパルプは、血糖値を急に上げることがないので、馬が興奮しやすいといったことがなくなる。例えば、旋回癖や熊癖のある馬でも、濃厚飼料の一部分をビートパルプに置き換えると、そのようなことが軽減される。

(谷川) ビートパルプの給与量は、一般的には500gぐらいである。牧場によっては2～3Kgを

【会場からの質問】

(ベーシカル・コーチング・スクール：高橋)

パネリストの方々に尋ねたい。わが国の中間育成において、最も欠けている点、早急に改善すべきことは何か。

(服巻) 中期育成だけの期間の問題点をしてきすることは難しい。飼養管理は、生まれる前、離乳期、離乳後までを通して考える必要がある。栄養と運動のバランスを考えても、日本の場合、放牧地が狭いことが多く、運動の量および強度も制限されることが課題である。

(三浦) 中期育成までの置かれていた環境によって、馬の社会性の有無などに差があると考ええる。例えば、自分に、生産牧場を離れて中期育成だけを行って欲しいと依頼があった場合を想定すると、まず第一に、馬は体力、社会性、ストレスに対する強さなどが個体毎に違うことを考慮する必要がある。基本的には耐えられる程度のストレスを与える方がよい。しかし、集まってきた馬たちは、それぞれ生い立ちが違うので、同じストレスに対しても耐えられる馬と耐えられない馬がいる。例えば、昼夜放牧の経験のない馬には、それを経験させてやる必要がある。そうすることによって、次のステップに向かって他の馬たちと同列に扱えるようになる。そのようにして、育成期まで適宜、ストレスをかけていくこと、また、運動強度を上げていくことが必要である。わが国では、特に、冬期の運動強度を如何にするかということが大きな課題であると考ええる。

(谷川) 放牧地が大事であると考ええる。一般的に、わが国の放牧地は狭く、放牧によって草場が傷むので、濃厚飼料に頼りがちになる。しかし、馬のコンディションを上げるために濃厚飼料を多給することは危険である。コンディションが上がってこないのは繊維質が足りないからであると考ええる。したがって、放牧地の広さ、草の量、飼料のメニュー内容を総合的に考える必要がある。

(澤村) 放牧地が一番大事だということに異論はない。しかし、面積が狭いところに、いくら播種し、施肥をやっても限界がある。いろいろ工夫しても、狭い放牧地に多数の馬を放して上手くやっけていけるかといえば、難しいのではないかと。

(松井) やはり放牧管理が大事であると考えている。土壌の改良に当たっては、土壌分析(平成24年度まではBTCの協力を得て)を行い、情報を活かせるよう努力している。限られた資源をどのように活用していくかということ、皆で考えていきたい。

(高橋) 夏にセリが行われていることもあって、それにあわせて馬体を見栄え良く仕上げることに重点が置かれる傾向がある。そのため成長期の大事な時期に十分な放牧をしなくなる。そういったことに疑問を持っていたところであるが、パネリストの皆さんのお話をうかがって、育成期における草地放牧の重要性を再認識できた。

3) 後期育成の飼養管理について

【会場からの質問】

(ビクトリーホースランチ：荻野)

澤村さんに質問。トレセン馬のボロが緩いと思うが、調教師にどのようなアドバイスをしているのか。

(澤村) 給餌法に関して、繁殖牝馬なら受胎率を上げる方法などいくつかあるが、競走馬のコンディションを上げる方法については、厩舎によって手法が異なるためアドバイスすることは難しい。競馬学校の授業でも、こうしたらよいというのではなく、もっぱら、こうしたらダメという教え方をしている。トレセンの馬の場合、大豆カスはボロを緩くするというが、ボロが緩くても、結果を出している例はよくある。概していえば、美浦よりも栗東の方が成績の良い場合があったりするが、これは、栗東の方が失敗を恐れずチャレンジするからではないだろうか。美浦には、これがダメ、あれもダメとは言わずに、これを試してみてもどうかとアドバイスしている。

(荻野) 日本の馬では当たり前となっている高タンパクや高脂肪の飼料をやることにリスクを感じる。欧州ではもっとシンプルだ。この違いは何故か。

(服巻) 日本の厩舎での飼料給餌方法は理解ができないと海外(米国)のコンサルタントが言っていた。最近の日本の若い調教師は考え方が変わってきた。競走馬だから特別な餌が必要ではない。シンプルで適切な配合飼料でよいと考える。それを実践している厩舎は成績を上げている。

(三浦) わが国では「筋肉＝タンパク質」という考え方が根強く、いわば「タンパク質神話」がある。そのため、大豆カスやタンパク飼料に意識がいきやすい。しかし、昨今の配合飼料は、必要な栄養素がバランスよく配合されている。タンパク質を増やしたからといってその分の効果があるというものではない。必要量とバランスが大事である。

(谷川) 成績の良い牧場や厩舎の飼料が気になるのが人情であると思う。例えば、そういうところで大豆カスを使っているとなると、それがよいという噂になりやすく、バランスを考えずに使ってしまうがちである。しかし、いくら大豆カスがよくても、過剰な量を与えては体が利用できない。必要量を与えることが大事であると考えている。

(澤村) トレセンで大豆カスがはやっているからといって、生産地でもよいというふうには思わない。日高の放牧地の草のタンパク質含量は、草をカラカラに乾燥させた場合、20%ぐらいである。昼夜放牧して1日10kgの乾物を摂取したとするとタンパク質は2,000gになり、トレセンの厩舎よりも多いぐらいである。したがって、育成の段階で大豆カスなどのタンパク質飼料を特別に与える必要はないと考える。また、糖質についてはトレセンでは減らす傾向にあるが、元気が出ない馬には燕麦を多く与えている厩舎もある。しかし、育成牧場では馬のテンションを高める必要は全くないので、特に糖質を与える必要はない。

(松井) 荻野さんの先ほどのお話は、トレセンの餌は栄養素が偏っており、特にタンパク質が過剰ではないか、ということであった。実

際に、トレセンで給与されている餌のタンパク質含量を調べてみると、消化できる飼料量を超えていることがある。そういう厩舎の馬は、消化不良による下痢っぽいボロをしている。タンパク質だけでなく、糖質も過剰気味であると考え。厩舎の人たちは、「栄養が過剰なら太るだろう。太らないから、過剰ではない。」と言っているようだが、ボロを見れば消化不良による下痢をしており、過剰な栄養分を吸収しないので太らないと考えるほうが正解に近いのではないかと考える。ただし、過剰給与でも大きな弊害が見あたらぬ。たくさん食べてくれた方が健康だという安心感があるのではと思う。

【司会者】

最後に、育成期のサラブレッドの飼養管理は今後、どのようにあるべきか。

(服巻) 先ほど、一貫した管理が重要だと述べた。わが国では、初期・中期・後期の育成において、管理者が異なることがある。さらに、トレセンに入ると、また管理者が違う。それぞれのステージで餌の内容および与え方、コンディション調整法も違ったものになる。大手の牧場では、そのような問題に配慮した飼養管理が行えるため、それが好成績につながっているように感じる。また、糖質を与えて元気をつける、カリカリした方がよいといった考え方は間違っていると思うし、飼養管理についてはもっと意識改革が必要だと感じている。

(三浦) 競走馬はストレスをかけていって能力を発揮させるといった面がある。そうするとどんどんテンションがあがっていく。そういったことが、馬という動物の本質とはかけ離れた飼養管理につながってしまっているのではないかと。馬は草食動物であり、草を後腸で発酵させ、それをエネルギーにするのが最も効率がよく、運動することによって利用が促進される。馬に与える水や繊維質、運動の質をあげていくことが健康と成績につながる。安易にサプリメントに頼るよりも、基本となる水、繊維質、運動、そして

新鮮な空気を与えることが大切であると考え。

(谷川) 牧草は見た目ではなく中身、成分が重要である。餌の基本は牧草であるから、まず自分が使っている牧草の成分を調べ、どれだけの栄養価を持っているかといったことをよく知ることから始めていただければと考える。それにその中で足りない栄養素があれば補っていくという方法がよいと思う。

(澤村) 飼養管理については生産牧場、育成牧場、トレセン厩舎の間の情報交換が非常に大事になってくる。飼料会社の人間としては、生産地のコンサルタントの先生方とも知識や情報を積極的に交換することによって牧場の皆さんに貢献できたらよいと考えている。

(松井) サラブレッドの飼養管理について、これまでのやり方には思い込みがあったり、また疑問などもあると思う。このような場で、知識や情報を交換・共有しながら、お互いが切磋琢磨して、少しずつレベルアップしていくことに期待したい。

閉会挨拶

【競走馬育成協会 副会長理事 荻野 豊】

まずは、本日のご講演を賜りましたJRA 総研の松井先生をはじめ、パネリストの方々には大変有益なお話を聞かせていただきましたことを、主催者を代表して、厚く御礼申し上げます。

また、講習会の参加者におかれましては、遠路あるいは遅い時間にもかかわらず、このように大変多くの方々に参加していただきまして、まことにありがとうございます。お陰様で、このように盛会のうちに終えることができました。会場の雰囲気からは、馬の飼養管理について、より良いものにしたいという意欲が感じられましたし、なによりも皆様の強い馬づくりにかける熱意が伝わってきました。本日の講習会が、みなさんの日常の仕事に少しでもお役に立てば幸いです。

私どもといたしましては、今後とも軽種馬の育成技術の向上に関する勉強会をやっていきたいと考えていますので、皆様のご支援とご協力をよろしくお願いいたします。

以上、簡単ですが閉会のご挨拶といたします。

「牧場で働こうセミナー in 阪神競馬場」を開催!

平成22年から行っている「牧場で働こうフェア in 東京競馬場」は、牧場版の合同企業説明会、および軽種馬産業を広く知っていただく機会として位置づけています。

また、昨年よりこの「フェア」に先立ち、3月春休み期間中に、関東・関西の育成牧場において「日帰り見学会」を、8月夏休み期間中に、北海道において5泊6日の「夏休み牧場で働こう体験会」をそれぞれ開催してきました。

これは、牧場に就職をしようと考えている若者や保護者の方々（日帰り）に対して、実際に生産育成の現場をつぶさに見ていただくことが狙いです。

参加者が「牧場で働くことの楽しさ、達成感、また厳しさ」などを、メールやSNSなどを用いて、友達などに口コミで広げてもらう効果も期待できます。特に3月の「日帰り見学会」では、関東・関西の育成牧場の皆様に多大なるご協力をいただきました。本誌面を借りて御礼申し上げます。

そして、今年は、新たな取り組みとして、6月、宝塚記念（G I）当日に「牧場で働こうセミナー in 阪神競馬場」を開催しました。

その開催概要は以下のとおりです。

◆◆「牧場で働こうセミナー in 阪神競馬場」◆◆

「牧場で働こうフェア in 東京競馬場」は本年で3回目。これによって関東地区を中心に「BOKUJOB」の認知度は上がっています。しかしながら、関西エリアにおける認知度は、まだまだ低いのが実情です。

このため、関西において優秀な人材を確保すること、また牧場就業応援サイト「BOKUJOB」のPRを目的に、6月24日の宝塚記念（G I）当日、阪神競馬場「アメニティホール」において、初めて牧場就業ミニフェアを開催することになりました。

当日は、ノーザンファーム、グリーンウッドトレーニング、JBBA・BTC 技術者養成研修、および日高軽種馬青年部が出展しました。

ここでは、個別面談、牧場就業について解説した

パネル展示や映像の紹介を行いました。総参加者は約1,300名で大盛況でした。

G I レース当日の開催は、事務局にとっても、ややチャレンジングな試みでしたが、JRA 阪神競馬場の協力、および三好氏・辻氏・下河辺氏3名からの多大なる協力のお陰もあり、混乱なく終了しました。

なお、牧場やJBBA・BTC 研修の説明を受けた人数は下記のとおりです。

中学生以下	高校生	大学 (短大) 専門学校生	社会人 既卒者	保護者 等	合計
27名	68名	91名	119名	104名	409名

※高校生の内「3年生」だけでも37名の参加がありました。

※この内、牧場、研修ブースでの説明（面接）を受けたのは約180名で、高校生・大学生が多く見られました。

このたびの初めて実施したイベントには、予想よりも多くの若者が参加してくれたこと、東京競馬場のフェアに比べて、参加した若者たちが、より積極的であったことなど、たいへん満足のいく結果を得られました。

来年以降は、この経験を活かして、東京・大阪・そして可能であれば中京圏でこのようなイベントを行いたいと考えております。

なお、牧場就業者参入促進事業は、平成22～24年度でいったん終了となります。しかし、本年の競馬法改正により、平成25～29年度まで競走馬生産振興事業が5ヶ年延長されましたので、来年度からは新たな「BOKUJOB」事業として再スタートを切ることになります。

なお、今後の事業内容や取り組み体制など、現在、調整しているところですので、決定次第、あらためてお知らせいたします。



(牧場就業促進事務局からのお礼)

本年も、一年間を通じて、「日帰り見学会」「東京での就業フェア」「北海道での体験会」など、計画どおり実施することができました。さらに、今年初めて「阪神でのミニフェア」も無事に開催することができました。

現在、これまでの3年間の「BOKUJOB」活動によって人手不足を解消できたのか、軽種馬産業全体にどのような効果をもたらしたのかなど、牧場に対してヒアリング調査を実施しているところです。

「強い馬づくりは、優秀な人づくりから！」を合言葉に、牧場の方々と事務局とで共同で取り組んでいる一連の活動を通じて、多くの若者が、馬をつくり育てる仕事に関心を寄せ、職業選択肢のひとつとして検討してくれるよう、また、世界に通用する強い馬づくりという仕事の素晴らしさを広く社会に伝えられるよう、本協会としても更に努力したいと考えています。

日ごろよりBOKUJOBに参画していただいている生産育成牧場の皆様、関係者の皆様には改めて感謝申し上げます。



～ お知らせ ～

競走馬生産・育成牧場応援サイト「BOKUJOB」に求人牧場の告知広告を掲載してみませんか。まずは、Webサイト「BOKUJOB」を検索いただき、掲載されている内容をご覧ください。求人牧場の紹介記事の掲載費用は無料ですので、ご希望の方はWebサイトから直接、若しくは、記入フォーマットを印刷しFAXにて協会までご連絡ください。

電話 03-6809-1821 FAX 03-6809-1822

※連絡先は巻末の「いくせい」発行先と同じです

通常総会開催

平成24年度通常総会は、平成24年2月17日、日本中央競馬会本部ビル7階会議室において、開催されました。

武田会長から開会挨拶があり、次いで農林水産省高橋孝雄競馬監督課長、日本中央競馬会水野豊香馬事担当理事からの来賓祝辞をいただきました。

議長に高橋司氏が選任されて議事に入り、次の議案が審議・承認されました。

- 第1号議案 「平成23年度事業報告および平成23年度収支決算について」
- 第2号議案 「平成24年度事業計画及び平成24年度収支予算について」
- 第3号議案 「平成24年度会費等の額並びに徴収の方法について」
- 第4号議案 「公益認定申請について」

平成24年度「育成等に関する懇談会」の開催

平成12年度から「育成等に関する懇談会」が開催され、「競走馬育成に関わる諸問題」について日本中央競馬会と当協会との間で意見交換を行ってきました。

本年度の懇談会は、8月3日午前10時から、日本中央競馬会益満馬事担当理事、水野総括監、朝井馬事部長、山野辺生産育成対策室長ほか担当者が、競走馬育成協会から武田会長以下9理事ほか担当者が出席して、日本中央競馬会六本木事務所9階第5会議室で開催されました。

当協会からの要望（別紙参照）については、次のとおり回答がありました。

1. 「当協会の今後の事業展開等に関する JRA のご意見について」は、公益認定申請を行った後においても、当協会の考えに沿って、今後とも可能な協力を行っていきたいと考えております。
2. 「育成技術表彰の維持と充実について」は、表彰対象レースの中で特に育成者の貢献度合いが

高いと考えられる、比較的早期に開催される2歳ステークス（函館、新潟、札幌、小倉）の表彰に加えて、一昨年からは、デイリー杯2歳ステークス、京王杯2歳ステークスも表彰対象に加えて6競走について表彰式が実施できるようになった。本年も各競馬場での表彰式が実施できるように協力依頼を行い、表彰式が実施できるように準備を進めております。

3. 「育成技術者の確保について」は、JRA は牧場で働こうフェアへの積極的な支援を行っており、今後も貴協会を中心とする牧場就業促進事務局（BOKUJOB）に協力を続けてまいります。
4. 「育成牧場の基盤強化対策」のうち「競馬関連機材有効活用事業」については、昨年は残念ながら供出物はありませんでしたが、JRA 内部及び関連団体への呼掛けは引き続き実施して参ります。
※その後、「トラクター」等の提供を受けました。

(別紙)

平成24年度「育成等に関する懇談会」について

平成24年8月3日
社団法人 競走馬育成協会

1. 当協会の今後の事業展開等について

当協会は、平成20年度総会において「公益法人制度改革における、公益社団法人の認定を受けるべく、必要な諸手続きを進める」ことを決議して以来、4年が経過したが、今般申請書類が整ったことから8月中に内閣府公益認定等委員会事務局に申請書を提出することとしている。審査が順調に進めば年内に移行申請を行い、平成25年度1月から新法人となる予定である。

なお、公益社団法人となった場合には、新定款に定める目的に沿って、育成調教技術の改善向上、育成調教技術者の養成及び牧場への就労の支援、並びに地域社会の健全な発展に寄与する事業等を実施していく所存であり、今後ともJRAのご支援を賜りたい。

2. 育成技術表彰の維持と充実について

育成技術表彰事業は育成牧場の役割と育成技術水準の向上に資する事業として、会員の期待や関心のきわめて高い事業である。表彰実績をみると、特にファンの関心も高い新馬競走において表彰対象の約7割が当協会会員の育成馬であり、表彰事業の果たしている役割は大きいと思われる。

また、JRAのご協力により競馬場における2歳ステークス競走の表彰が現在全6競走で実現しており、会員の大きな励みとなっている。今後とも引き続き、表彰機会の提供をお願いするとともに、対象競走のさらなる拡大についてもご検討をお願いしたい。

3. 育成調教技術者の確保・養成について

育成調教に係る人材の確保・養成は競馬サークル全体の懸案事項となっている。これに対して軽種馬関係5団体が連携して「競走馬の生産育成牧場への若手就業者参入促進事業」を実施しており、“牧場で働こうフェア”には、一昨年度600名余、昨年度450名、本年度は409名の参加があった。本事業開始後の牧場における雇用件数は増加しており、着実に成果を上げている。

育成調教技術者の確保・養成は当協会の事業として重要な位置を占めており、新法人への移行後も引き続き実施していく所存でありますので、今後ともJRAのご支援をお願いしたい。

4. 育成牧場の基盤強化対策について

近年、トレセンと育成牧場の連携が緊密になり、育成牧場にはよりレベルの高い技術が求められるようになってきた。これに伴い、育成牧場における施設・機械の整備は経営上重要な課題となっている。これに対して関係団体のご支援の下、当協会では軽種馬生産育成強化資金利子補給事業や畜産近代化リース事業等を行っているところである。一方、JRAからの「競馬関連機材等有効活用事業」については、昨年来、物件の供出がない状況である。機材の払い下げについては会員の要望も強いことから、今後とも特段のご配慮をお願いしたい。

《参考》

事業名	年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度
利子補給事業		前年からの継続分4件のみ	前年からの継続分以外に新たに3件、4億6千万円の利用	前年からの継続分1件のみ
畜産リース事業等		前年からの継続4件のみ	前年からの継続2件以外に新たに、ショベルローダー、トラクター各1台のリースが「畜産リース事業」で実現	トラクター、堆肥舎の畜産環境整備機構からの再貸付2件(継続)※1件解約
競馬関連機材等有効活用事業		なし	募集4回で馬場柵、フォークリフト等12件の斡旋	馬場柵1件の斡旋

育成技術講習会

平成10年度より実施している育成技術講習会については、平成19年度から、JRA、BTC、当協会の3団体共催として実施しています。本年度は下記のとおり開催されました。各講習会とも会員はじめ生産・育成関係者及びトレセン関係者等多数の参加を得て、好評を博しました。

なお、平成16年以來の北海道地区での講習会を開催し、盛況を博しました。

○東北地区

8月8日(水) 13:30~16:00

青森県畜産農業協同組合連合会

演題:「サラブレッドの生産、飼養管理等について」

講師:日本中央競馬会 日高育成牧場

佐藤 文夫 研究役

参加者数:38名



○九州地区

9月27日(木) 13:30~15:00

鹿児島大学 農獣医学部共通棟105講義室

演題:「サラブレッドの飼養管理について」

講師:日本中央競馬会 日高育成牧場

佐藤 文夫 研究役

参加者数:40名



○関東地区

10月31日(水) 17:00~19:00

JRA 美浦トレーニングセンター

演題:「馬の調教について

—馬場馬術から競走馬の調教への提案—

講師:日本中央競馬会 馬事公苑

北原 広之 課長補佐

参加者数:253名



○北海道地区

11月21日(水) 17:00~20:30

新ひだか町公民館・コミュニティーセンター内会議室

第1部

演題:「育成期のサラブレッドの飼養管理について」

講師:日本中央競馬会 競走馬総合研究所

松井 朗 研究役

第2部

パネルディスカッション:

「サラブレッドの飼養管理について

~生産地での実例も交えて」

パネリスト:松井 朗 (JRA)

服巻 滋之

(ハラマキファームクリニック)

三浦 久延

(ファームコンサルタント 獣医師)

谷川 智幸 (株式会社ホクチク)

澤村 恭平

(JRA ファシリティーズ株式会社)

参加人数:187名



○関西地区

10月25日(木) 17:00~19:00

JRA 栗東トレーニングセンター

演題:「馬の調教について

—馬場馬術から競走馬の調教への提案—

講師:日本中央競馬会 馬事公苑

北原 広之 課長補佐

参加者数:230名



育成技術表彰事業

1. 育成技術表彰事業について

- (1) 平成11年11月29日制定「育成技術表彰規程」により、平成12年度から現在の表彰事業が重賞競走を対象に開始されました。
- (2) 平成13年度には、育成段階の成果が反映され易いと考えられる新馬競走が表彰対象に加わり、重賞競走とともに表彰が行われてきました。更に、順次表彰対象の拡充が行われてきました（表1）。

2. 平成23年度の表彰事業について

- (1) 平成23年度の表彰件数は、会員の育成技術向上の成果として229件、特に新馬競走では184件と対象件数の7割強は協会会員の育成馬で、予算積算上の想定頭数を上回る事態となり、賞金の単価切り下げを余儀なくされている状況にあります。
- (2) 平成23年度の表彰対象者は、表3のとおりです。

3. 平成24年度の実施について

- (1) 平成24年度においては、すべての競走賞金額を原則として10万円で実施することが、本年2月の通常総会で決定されています（表2）。
- (2) 平成20年度に実現した重賞2歳ステークス競走の施行場における育成者表彰対象は、昨年度と同様、札幌・函館・新潟・小倉・デイリー杯及び京王杯の各2歳ステークスの6競走で行われました。
- (3) なお、表彰馬は、協会ホームページ <http://www.ttda.or.jp> に随時更新・掲載しておりますので、本事業の概要とともに、詳細をご覧ください。



平成24年9月1日（土） 札幌競馬場
第47回 農林水産省賞典 札幌2歳ステークス（GⅢ）

表1. 育成技術表彰事業の推移

区 分	表彰対象及び拡充の経緯	(表彰件数)
平成12年度	2歳重賞・3歳重賞 障害重賞・3歳(4歳)以上重賞競走の3歳馬・ダート重賞交流競走(3・4歳限定)	39件
平成13年度	2歳新馬競走	147件
平成14年度		163件
平成15年度	特定の重賞競走、表彰要件の緩和(育成期間5ヶ月以上)	125件
平成16年度	3歳新馬競走	195件
平成17年度		185件
平成18年度	3歳オープン競走	201件
平成19年度		213件
平成20年度		218件
平成21年度		225件
平成22年度		230件
平成23年度		229件

表2. 平成24年度の実施について

種 目		表彰要件	賞 金	備 考
新馬競走	2歳新馬競走	満1歳になる年度の9月1日~12月31日までの間に騎乗馴致を開始し、翌年の5月31日までの期間に継続して150日以上育成し、優勝した馬を育成した会員	原則として10万円	ただし、賞金総額が予算額を上回った場合、単価切り下げを実施。
	3歳新馬競走			
2歳重賞競走 (2歳重賞指定交流競走を含む。)		継続して60日以上障害調教を行った馬であって、トレセン等入きゅう後6週間以内に障害試験に合格し、優勝した馬を育成した会員		
3歳以上の重賞競走		トレセン等入きゅう直前に、継続して14日以上育成調教を行った馬であって、トレセン入きゅう後30日以内に優勝した馬を育成した会員		
平地の3歳以上のオープン競走 (3歳限定競走を除く。)			原則として10万円	ただし、賞金総額が予算額を上回った場合、単価切り下げを実施。

注1. 前年度の12月31日現在、当協会の会員であること。

注2. ただし、障害重賞競走にあつては、障害調教開始日現在において、当協会の会員であること。

表3. 平成23年度 育成技術表彰対象者一覧

表彰会員名	代表者名	支部名	表彰件数					
			新馬競走	重賞競走			オープン	計
				GI・Jpn I	GI・Jpn II	GI・Jpn III		
ノーザンファーム	吉田 勝己	北海道	48	3		4	2	57
社台ファーム	吉田 照哉	北海道	49			1	1	51
(有)坂東牧場	坂東 正積	北海道	10					10
(株)ノースヒルズ	古谷 道昌	北海道	7	1	1	1		10
(有)ビッグレッドファーム	岡田美佐子	北海道	6				1	7
(有)ヤマダステーブル	山田 秀人	北海道	5			1		6
(株)西山牧場	西山 茂行	北海道	5					5
(株)吉澤ステーブル	吉澤 克己	北海道	5					5
(有)ファンタストクラブ	古岡 宏仁	北海道	3					3
(有)ベルモントファーム	和田 現夫	北海道	3					3
アクティファーム	加藤 祐嗣	北海道	3					3
(有)加藤ステーブル	加藤 信之	北海道	2					2
(有)グリーンマイルトレーニングセンター	矢野 琢也	北海道	2					2
(有)コスモビューファーム	岡田 繁幸	北海道	2					2
(有)大作ステーブル	村田 大作	北海道	2					2
(有)谷川牧場	谷川 貴英	北海道	2					2
(有)チェスナットファーム	広瀬 亨	北海道	2					2
(有)日進牧場	谷川 利昭	北海道	2					2
二風谷軽種馬共同育成センター	稲原 稔久	北海道	2					2
(有)目名共同トレーニングセンター	岡田 隆寛	北海道	2					2
シンボリ牧場(有)	和田 孝弘	関東	2					2
(農)串良軽種馬生産育成組合	釘田 義広	九州	2					2
(有)内田ステーブル	内田 裕也	北海道	1		1			2
(有)山下牧場	山下 一盛	九州	1		1			2
追分ファーム	吉田 晴哉	北海道	1					1
(株)STウィンファーム	田中 敏徳	北海道	1					1
小国ステーブル	小国 和紀	北海道	1					1
(有)キタジョファーム	北所 直人	北海道	1					1
様似町軽種馬共同育成センター利用組合	辻 弘毅	北海道	1					1
(有)下河辺牧場	下河辺俊行	北海道	1					1
(有)武田ステーブル	武田 茂男	北海道	1					1
(有)千代田牧場	飯田 正剛	北海道	1					1
(株)錦岡牧場	土井 睦秋	北海道	1					1
(有)日高軽種馬共同育成公社	小竹 國昭	北海道	1					1
(有)日高大洋牧場	小野田健治	北海道	1					1
(有)フロンティアスタッド	清川 孝徳	北海道	1					1
本桐共同育成センター	長井 恵	北海道	1					1
(有)三嶋牧場	三嶋 昌春	北海道	1					1
(有)宮内牧場	宮内 修	北海道	1					1
グリーンファーム(株)	宮嶋 真也	関西	1					1
(株)レッキスホースパーク	吉田 俊介	関西		1	3	6	3	13
(株)グリーンウッドパーク	永山 正喜	関西		1	1		3	5
(有)宇治田原優駿ステーブル	八木 秀之	関西				2	1	3
(有)二ノ宮マネジメント	二ノ宮初江	関東				1	1	2
(有)イクタ	生田 敏成	関西					1	1
信楽牧場(株)	中内田克二	関西					1	1
ヒルサイドステーブル(株)	中内田克二	関西					1	1
(有)三重ホーストレーニングセンター	伊藤 和夫	関西					1	1
計	49会員		184	6	7	16	16	229

海外派遣研修事業

(軽種馬経営高度化指導研修事業 生産育成技術者海外派遣事業)

当協会では、平成22年度から地方競馬全国協会が実施している「競走馬生産振興事業」のうち、経営基盤強化対策事業の軽種馬経営高度化研修事業（人材養成支援）により補助を受け、生産・育成技術者の海外派遣研修を実施しています。

この事業は、海外研修に係る諸経費（交通費、研修費、宿泊費等）の1/2を上限に補助金を交付するもので、平成10年から16年までJRAの助成により実施していた期間を通算すると、昨年まで実に91名がこの制度を利用したことになります。

本年度は、(助)軽種馬育成調教センターから推薦のあった同センター第29期卒業生5名を5月15日から8月17日までの約3ヶ月間、アイルランド競馬学校RACE (Racing Academy & Centre of Education) に派遣しています。また、11月には会員関係者9名がアメリカでの短期研修に派遣しています。

今年度のアイルランド派遣者は次のとおりです。

(助)軽種馬育成調教センター卒業生

- 大蔵美保子氏 (有)浦河育成センター
- 小林直登氏 (有)下河辺牧場
- 鈴木 創氏 (有)新和牧場
- 竹嶋俊吾氏 (有)下河辺牧場
- 松原和臣氏 (有)ビクトリーホースランチ

今年度の米国派遣者

- 石内一弥氏 (有)松風馬事センター
- 荻野 豊氏 (有)ビクトリーホースランチ
- 國分二郎氏 (有)二ノ宮マネジメント
- 近藤光将氏 (有)ヒダカファーム
- 佐藤万寿雄氏 (有)佐藤牧場
- 椎名亮平氏 (有)プリンスコラール
- 臺信直貞氏 (有)千代田牧場
- 根本正実氏 (有)松風馬事センター
- 廣松光成氏 (有)廣松ファーム



調教場に向う風景



スベンドスリフト牧場にて



アイルランドの競馬場では、観客も個々に楽しんでいます。



馴致風景

補助対象者

1. 協会の会員とその家族、及び会員が経営する牧場の従業員が経営する牧場の従業員であって、次の要件に該当するもの
 - ① 軽種馬生産育成に関する高度な知識・技術の修得を志向し、将来的にわが国の軽種馬育成に取り組む意欲が旺盛とみこまれる者
 - ② 所属する協会支部長の推薦がある者
 - ③ 協会と（社）日本軽種馬協会双方の会員である場合には、原則として育成を主たる業とする会員または関係者
 - ④ 会員が経営する牧場の従業員にあつては、牧場経営者の推薦があり、同牧場で1年以上就労している者又は協会会長がこれと同等と認めた者
2. 会長が指定する生産育成技術者養成機関を卒業後3ヶ月以内の者（卒業予定者も申請できるものとする。）であつて、生産育成牧場への就労を

予定し、又は就労しており、当該養成機関の推薦及び就労予定牧場、又は就労牧場からの申請がある者

3. 会長が特に認める者

研修期間

3ヶ月以上1年以内とする。但し、研修の目的、研修内容により、期間の短縮を認めることがある。

海外研修場所

- ① 競馬先進国の軽種馬関連人材養成機関
- ② 競馬先進国の軽種馬牧場及び競馬場厩舎
- ③ 競馬先進国のせり市場及び競馬場。並びに競走馬生産育成関連施設

現行では以上のような基準に合致すれば補助金の交付を受けられますので、海外研修を計画されている牧場におかれましては、是非、ご相談ください。

事業4

修学奨励金交付事業

(軽種馬経営高度化指導研修事業 修学奨励金交付事業)

当協会では、平成22年度から地方競馬全国協会が実施している「競走馬生産振興事業」のうち、経営基盤強化対策事業の軽種馬経営高度化研修事業（人材養成支援）により補助を受け、生産・育成技術者の奨学奨励金交付事業を実施しています。

これは、国内軽種馬関係機関が国内の軽種馬生産・育成の仕事に就くための者を養成するために設置した研修施設で教育を受ける者の内、勉学意欲があり

ながら経済的理由により修学が困難な者に対して修学奨励金を交付する事業で、現在は、（公社）日本軽種馬協会、（財）軽種馬育成調教センター、及び協会が特に指定する研修所で研修を受講する者に対して、審査対象としている。

平成24年1月から3月に申請され、承認件数は3件でした。

生産育成牧場就業者参入促進事業

(軽種馬経営高度化指導研修事業 就業者参入促進事業)

当協会では、平成22年度から地方競馬全国協会が実施している「競走馬生産振興事業」のうち、経営基盤強化対策事業の軽種馬経営高度化研修事業（人材養成支援）により補助を受け、就業者参入促進事業を実施しております。

平成24年度の主な活動としては以下のとおりとなります。

・生産・育成牧場就職応援サイト

「BOKUJOB」の運営

求人牧場掲載は無料ですので、会員の皆様のご利用をお待ちしております

・「BOKUJOB ブログ」の開始（新規）

ブログに投稿いただける牧場を募集しております。「BOKUJOB」サイトの求人牧場紹介に拘らずに牧場の日々などを披露いただき、牧場就労に興味を持っていただくことを紹介しています。インターネットにて「BOKUJOB」、若しくは、「BOKUJOB ブログ」で検索いただくか、こちらのアドレスを入力ください「<http://blog.bokujob.com/>」。

・「牧場で働こう見学会」

3月24日開催（参加者：25名）

「シンボリ牧場」及び「ビッグレッドファーム銚田」

3月31日開催（参加者：28名）

「宇治田原優駿ステーブル」及び「信楽牧場」他

・「牧場で働こうセミナー in 阪神競馬場」

6月24日開催（来場者：409名）

「JRA 阪神競馬場」（新規）

・「牧場で働こうフェア in 東京競馬場」

7月25日開催（来場者：410名）

「JRA 東京競馬場」

・「夏休み牧場で働こう体験会」

8月26日～31日開催（参加者：18名）

「杵臼牧場、辻芳明、様似堀牧場、様似共栄牧場、まるとみ富岡牧場、ビクトリーホースランチ」他

お知らせ

地方競馬の馬主になりたい

地方競馬全国協会からのご案内

「地方競馬の馬主になりたい!」という方は、地方競馬全国協会までご連絡ください。

地方競馬の馬主登録制度についてご案内いたします。

なお、地方競馬の馬主情報については、地方競馬サイト <http://www.keiba.go.jp/> でもご覧いただけます。

担当：地方競馬全国協会

審査部 登録課 電話 03-3583-2142

公益社団法人競走馬育成協会定款

平成25年1月4日施行

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人競走馬育成協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を東京都港区に置く。
2 協会は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 協会は、競走馬の育成調教及び飼養管理等の育成調教技術の改善向上を通じて、丈夫で強い馬づくりや育成調教技術者の養成及び育成調教牧場への就労の支援を図り、もって競馬の健全な発展と地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 競走馬の育成調教技術の向上に関する普及、啓発及び指導
- (2) 競走馬の育成調教に関する調査及び研究
- (3) 競走馬の育成調教に係わる人材の確保に関する支援
- (4) 競走馬の育成調教経営における支援
- (5) 競走馬の育成調教に係わる国際交流
- (6) その他協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

(事業年度)

第5条 協会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第2章 会員

(種別)

第6条 協会の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 競走馬の育成調教施設を有する者又は育成調教業に従事している者で、協会の目的に賛同して入会した個人または法人
- (2) 準会員 協会の目的に賛同して入会した個人

または法人

(3) 賛助会員 協会の事業を賛助するため入会した個人または法人

(4) 名誉会員 協会に功労のあった者又は学識経験者で、総会において推薦された者

(入会)

第7条 正会員、準会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定めるところにより入会申込みを行い、理事会の承認を受けなければならない。

2 入会は、総会において別に定める基準により、理事会においてその承認の可否を決定し、これを当該申込みをした者に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第8条 正会員及び準会員は、協会の事業活動に恒常的に生じる費用に充てるため、総会において定めるところにより入会金及び会費（以下「会費等」という。）を支払わなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定めるところにより賛助会費を支払わなければならない。

3 前2項の規定により会員が支払った金品及びその他の抛出金品は、会員資格を喪失した場合であっても、これを返還しない。

4 名誉会員には、入会金及び会費を免除する。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 協会は、会員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、かつ、総会における議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が議決されたときは、その旨を当該会員に対し通知するものとする。

(資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (2) 第8条の支払義務を1年以上履行しなかった

とき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(4) 総正会員の同意があったとき。

(会員としての権利及び義務の取扱い)

第12条 会員が前3条の規定により会員でなくなったときは、協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

第3章 総会

(構成)

第13条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次に掲げる事項について決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費等及び賛助会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準
- (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け
- (8) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

2 前項の規定にかかわらず、個々の総会においては、第16条第2項の書面に記載した総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(開催)

第15条 協会の総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会として開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、総会の開催日の1週間前までに、正会員に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、招集の通知を発しなければならない。ただし、総会に出

席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、当該総会の開催日の2週間前までに通知を発しなければならない。

3 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

4 会長は、前項による請求があったときは、その請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

(定足数)

第17条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議長)

第18条 総会の議長は、出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令又はこの定款で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。ただし、理事又は監事の候補者の合計数が第23条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を、それぞれ選任することとする。

(書面若しくは電磁的方法又は代理人による議決権の行使)

第21条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって議決権を行使し、又は代理人によって議決権を行使することができる。

2 前項の議決権行使書面及び電磁的方法による議決権行使は、当該総会の開催日の前日までに協会に到達しないときは無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証明する書面を協会に提出しなければならない。

4 第1項の規定により議決権を行使する正会員は、当該総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席正会員のうちから選出された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

第4章 役員等

(定数等)

第23条 協会に、次の役員を置く。

(1) 理事 8名以上 13名以内

(2) 監事 1名又は2名

2 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長、1名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって、正会員のうちから各々選任する。ただし、総会で必要と認めるときは、会員以外の者から選任することができる。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、協会の理事又は使用人を兼ねることはできない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令に定める特別な関係にある理事者の合計数は、理事総数の3分の1を超えて含まれてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、協会の業務の執行の決

定に参画する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより協会を代表し、その業務を執行する。なお、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、速やかに理事会を開催し、新たな会長を選定する。

3 副会長は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、協会の業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、総会及び理事会の招集並びに理事会議長の職務を代行する。

4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、協会の業務を執行する。また、副会長に事故があるとき又は副会長が欠けたときは、その職務を代行する。

5 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 任期の満了前に退任した役員の前補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 増員として選任された理事の任期は、現任者の任期の満了する時までとする。ただし、監事についてはこの限りでない。

5 役員は、第23条第1項で定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

第28条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第29条 役員に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の基準

に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 前項に定めるもののほか、役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会で別に定める。
(取引の制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする協会の事業の部に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする協会との取引

(3) 協会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における協会とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

第31条 協会は、役員的一般社団・財団法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(名誉会長、相談役及び顧問)

第32条 協会に名誉会長、相談役及び顧問を若干名置くことができる。

2 名誉会長、相談役及び顧問は、理事会の決議を得て任期を定め、会長が委嘱する。

3 名誉会長、相談役及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長、相談役及び顧問の職務)

第33条 名誉会長、相談役及び顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

第5章 理事会

(構成)

第34条 協会に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(権限)

第35条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

(1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定

(2) 規則、規程、要綱等の制定、変更及び廃止

(3) 前各号に定めるもののほか協会の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職
(開催)

第36条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

2 理事会は、定例理事会として毎事業年度2回開催するほか、次のいずれかに該当する場合に臨時理事会として開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 法令で定めるところにより、会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき、又はその請求した理事が招集したとき。

(3) 法令で定めるところにより、監事から会長に招集の請求があったとき、又はその請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第37条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第2項第2号及び第3号の規定により理事又は監事が招集する場合を除く。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して、招集の通知を発しなければならない。

3 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定により理事又は監事から理事会の招集の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(定足数)

第38条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議長)

第39条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、

その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第42条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第25条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した会長及び監事が記名押印しなければならない。

第6章 委員会

(委員会)

第44条 会長は、協会の事業を推進するために必要と認めるときは、理事会の決議を得て、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会の決議を得て、会長が委嘱する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第7章 事務局等

(事務局)

第45条 協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事会の決議を経て、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(書類及び帳簿の備付け)

第46条 協会は、法令で定めるところにより、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿

(3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(4) 理事及び監事の名簿

(5) 理事及び監事の報酬等の支給の基準

(6) 理事会及び総会の議事に関する書類

(7) 財産目録

(8) 事業計画書及び収支予算書

(9) 事業報告、貸借対照表及び損益計算書

(10) 監査報告

(11) その他法令で定める書類及び帳簿

2 前項各号の書類及び帳簿の閲覧については、法令の定めによる。

第8章 財産及び会計

(財産の管理及び運用)

第47条 協会の財産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により会長が別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第48条 協会の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類は、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第49条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、会長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を経て、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 正味財産増減計算書

(4) 前3号に掲げるものの附属明細書

(5) 財産目録

(6) その他法令等で定められた書類

2 会長は、理事会の承認を受けた前項の書類(第4号の書類を除く。)について、定時総会の承認を受けなければならない。

3 第1項各号の書類は、毎事業年度の経過後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第50条 協会が資金の借り入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の承

認を受けなければならない。

- 2 協会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ承認を受けなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第51条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度末日における公益目的取得財産残額を算定し、運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第52条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(合併等)

第53条 協会は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第54条 協会は、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号に規定する事由によるほか、総会の決議により解散することができる。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第55条 協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。）第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときには、これに相当する額の財産を、公益認定の取消しの日又は合併の日から1箇月以内に、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により、同法第5条第17号に掲げる者に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第56条 協会が解散等により清算する場合において有する残余財産は、総会において、総正会員の半

数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により、公益認定法第5条第17号に掲げる者に贈与するものとする。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第57条 協会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第58条 協会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公 告)

第59条 協会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由により、前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 補 則

(委 任)

第60条 法令及びこの定款に定めるもののほか、協会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 協会の最初の代表理事及び業務執行理事は、次に掲げる者とする。

代表理事（会長）武田暁朗

業務執行理事（副会長）和田隆一、

（副会長）荻野 豊、（常務理事）二階堂純信

競走馬育成協会人事

平成24年7月31日付で二階堂常務理事の常勤職を解く辞令が交付されました。
今後は、非常勤理事として任期を務められることになりました。

平成24年3月31日付で嘱託期間満了に伴い大内業務部長が退任されました。
大変ご苦勞さまでした。

いくせい

2012 50号

発行日 平成24年12月28日
発行 社団法人 競走馬育成協会
〒105-0004 東京都港区新橋4-5-4
日本中央競馬会新橋分館4階
TEL. 03(6809)1821 FAX. 03(6809)1822
E-mail : kgj00522@nifty.ne.jp
URL : <http://www.ttda.or.jp>
編集責任者 和田隆一
制作・印刷 西谷印刷株式会社

